要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
1	1	1									第1部	『本要求水準書は、…本要求水準書等に明記されていない事項であっても、民間事業者の責任においてすべて完備又は遂行するものとする』とありますが、組合殿の要求水準書等及び民間事業者からの各種提案図書などに記載の内容以外で双方不測の事項が生じた場合は民間事業者の責は免除されるものと理解致します。	実施設計時に協議とします。
2	3	1	1	2	2	1		(2)			第1部第1章第2節2.1(2)	既存焼却施設との取り合いとして，物質（主にﾕｰﾃｨﾘﾃｨ系）・熱（主に余熱利用）の取り合いが必要となる項目があればご教示願います。	電気に伴う取り合いは、電力会社と協議中ですので、入札公告時に提示します。 なお、他の物質･熱等については、既存施設との取り合いはありません。
3	3	1	1	2	2	1		(3)			2.1本施設の設計･施工に係る業務（3）	組合様で実施された「生活環境影響調査調査書」を開示願います。	生活環境影響調査の公表は平成22年秋を予定しています。組合ホームページにも掲載予定ですのでご覧下さい。
4	3	1	1	2	2	1		(3)			第1部第1章第2節2.1（3）	生活環境影響調査調査書を貸与願います。もしくは閲覧方法をご教示下さい。	No3をご参照下さい。
5	3	1	1	2	2	2		(1)			（1)処理対象物の受入れ	「福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理施設基準」を開示願います。	できるだけ早い時期に提示します。
6	3	1	1	2	2	2		(1)			処理対象物の受入	「処理対象物」として、犬・猫等の小動物死体が含まれておりますが、搬入量の提示をお願いします。	開示出来るデータはありませんが、少量であるため要求水準書（案）に示す内容の設備で支障なく受け入れられると考えています。
7	3	1	1	2	2	2		(1)			第1部第１章第2節2.2本施設の運営に係る業務（1）処理対象物の受入れ	「運営事業者の指定する受入場所への搬入まで関係市町、排出者の責任で行う」とありますので、「搬入禁止物が確認された場合には搬入者へ返却する」との運用は、運営事業での善管義務によって確認された投入禁止物について、貴組合によって返却手段を講じて頂くとの理解で宜しいでしょうか。	ごみピット投入前に確認された場合、運営事業者が搬入者へ返却して下さい。なお、ごみピット投入後、搬入禁止物を確認し、搬入者が不明の場合は、運営事業者が組合が指定する場所へ運搬し、組合にて処分します。
8	3	1	1	2	2	2		(1)			第1部第１章第2節2.2本施設の運営に係る業務（1）処理対象物の受入れ	受入れた廃棄物等に搬入禁止物が確認された場合において、「但し、搬入時において善良なる管理者の注意義務を尽くしても…運営事業者は組合が指定する場所へ運搬し、組合は当該処分費用を負担する。」とありますが、組合殿が指定される場所の地名と輸送距離をご教示願います。また、運営期間において搬送先が変った場合は輸送費用を別途精算いただけると考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に提示します。
9	3	1	1	2	2	2		(1)			第1部第１章第2節2.2本施設の運営に係る業務（1）処理対象物の受入れ	受入れた廃棄物等に搬入禁止物が確認された場合において、「運営事業者は排除した搬入禁止物を、搬入禁止物ヤードに貯留し、運搬・処分する。」とありますが、この場合の処分は廃掃法上の再委託にはあたらないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	4	1	1	2	2	2		(1)			(1)処理対象物の受入れ	搬入禁止物について、"組合が指定する場所へ運搬"とありますが、事業地内、事業地外のいずれでしょうか。また、事業地外の場合は具体的住所をご教示ください。	No８をご参照下さい。
11	4	1	1	2	2	2		(1)			(1)処理対象物の受入れ	受け入れた場合には、善管注意義務の履行有無に係わらず運搬までは事業者範囲となっていますが、現南部工場での搬入禁止物の処理実績データ(物、量)があれば開示願います。	開示出来るデータはありませんが、量としてはほとんど発生してません。
12	4	1	1	2	2	2		(1)			第1部第1章第2節2.2(1)	搬入禁止物は、本来搬入されないことが前提と理解しますが、搬入時に確認することができず、搬入禁止物貯留ヤードに貯留しなければならない量の予測が民間事業者にはできないことから、想定量をご提示頂き実績で清算頂くか、組合殿にて処分頂くことをご検討願います。	No８をご参照下さい。
13	4	1	1	2	2	2		(1)			第1部第1章第2節2.2(1)	『運営事業者は,排除した搬入禁止物を・・・組合が指定する場所へ運搬し・・・』とありますが、指定する場所をご教示願います。	No８をご参照下さい。
14	4	1	1	2	2	2		(3)			(3)エネルギーの有効利用	なお，施設の余剰電力の売電･･･インセンティブについて考慮することがある。とありますが、平成22年10月下旬に予定されております要求水準書の公表時には明確にされるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
15	4	1	1	2	2	2		(3)			第１部 第１章第2節 2.2（3）エネルギーの有効利用	「売電収入は、原則として組合とする」とありますが、電力会社殿工事負担金についても、貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。 （平成22年8月に提出していただく見積提案時の見積金額には、電力引き込み工事負担金額を除外して算出して下さい。）
16	4	1	1	2	2	2		(3)			第１部 第１章第2節 2.2（3）エネルギーの有効利用	「ただし、運営事業者からの提案により、売電収入に係るインセンティブについて考慮することがある」とありますが、余剰電力の売電収入に対して、どの程度のインセンティブを運営事業者に考慮する考えでしょうか。　例えば、売電収入の３割程度を運営事業者側とすることは可能でしょうか。	NO.14をご参照下さい。
17	4	1	1	2	2	2		(4)			(4)焼却灰等の貯留,運搬及び処理	脱水汚泥についても、場外搬出として、本項と同じ扱いで解釈すれば良いでしょうか。	ご提案下さい。
18	4	1	1	2	2	2		(4)			(4)焼却灰等の貯留,運搬及び処理	輸送業務費用見積もりのため必要となりますので、"組合が指定する場所"について具体的住所をご教示ください。なお、運搬物によって場所が変わる場合や複合有る場合には、その振分けの基準等併せて全ての場所をご教示願います。	運搬先は組合の最終処分場です。具体的な場所等については、組合ホームページにてご確認下さい。
19	4	1	1	2	2	2		(4)			焼却灰等の貯留・運搬及び処理	「発生する鉄類等については、運営事業者が有効利用を図るものとする。」焼却により排出される焼き鉄を有効利用する場合、引き取り業者によっては、逆有償若しくは有効利用が図れない場合があります。有効利用を可能な「資源化物(鉄類等)」は貴組合殿と協議により決定させていただくことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	4	1	1	2	2	2		(4)			第１部 第１章第2節 2.2（4）焼却灰の貯留、運搬及び処理	「運営事業者は、・・・運搬するものとする。」とありますが、各応募者間の事業費用積算条件の公平性を担保するため、運搬先までの距離・受入基準・受入時間等について、募集要項等にてお示し願います。	距離については、No18をご参照下さい。 受入基準は要求水準書（案）に示す焼却灰等の性状としてください。 受入時間は、原則として月曜日から金曜日の午前9:00から午後4:00までとします。
21	4	1	1	2	2	2		(4)			第1部第1章第2節 2.2(4)	鉄等のﾘｻｲｸﾙ品について、再利用できない場合の処分は可能でしょうか。又その場合自由処分と考えてよろしいでしょうか。指定場所などあれば場所、単価等含め条件をご教示願います。	有効利用を前提としますが、不可能な場合は協議とします。
22	4	1	1	2	2	2		(4)			第1部第1章第2節 2.2(4)	廃棄物は組合殿指定場所まで運搬するとありますが、具体的な場所や運搬距離などをご教示願います。	No18をご参照下さい。
23	4	1	1	2	2	2		(4)			第1部第1章第2節 2.2(4)	運営事業者が事業を行うことで発生する事務所等からの廃棄物、設備の維持管理業務や清掃業務等で発生する部品などの梱包材や消耗資材などの廃棄物の場内処理の可否、方法などをご教示願います。又、設備等の整備、補修などに伴って発生した撤去物は、組合殿にお引渡しすることでよろしいでしょうか。	運営事業者が事業を行うことで発生する廃棄物は、その種類に応じ運営事業者の責任において適正に処理して下さい。
24	4	1	1	2	2	3		(1)			第1部第1章第2節 2.3(1)	経費の負担は、組合殿が実施するものと民間事業者などが実施するものでそれぞれが負担するものと理解してよろしいでしょうか。	建設請負事業者が負担するものとします。
25	5	1	1	2	2	3		(4)			第1部第1章第2節 2.3(4)	見学希望者等に対する対応は、組合殿を主担当とし、運営事業者は必要に応じ業務に支障のない範囲で協力するものと理解します。	要求水準書（案）どおり、事業者が対応することでお考え下さい。
26	5	1	1	2	2	3		(5)			第１部 第１章第2節 2.3（5）事業期間満了時の取り扱いについての協議	実施方針等により、運営期間満了時に施設性能が維持された状態で貴組合に引き継ぐものと認識しておりますが、「事業期間満了時の取り扱いの協議において、本施設の解体除去は・・・」とありますが、事業期間満了後は施設の継続使用はされないとの解釈でよろしいでしょうか。	平成53年4月以降に本施設を稼働させる予定はありません。
27	5	1	1	2	3	1		(2)			第1部第1章第3節 3.1(2)	生活環境影響調査書の公開時期、方法などをご教示願います。	№3をご参照下さい。
28	5	1	1	3	3	1		(2)			第１部 第１章第3節 3.1（2）生活環境影響調査の実施	「組合が作成した「生活環境影響調査書」の内容を遵守するものとする。」とありますが、貴組合が平成21年12月28日発行の「（仮称）新南部工場生活環境影響調査計画書」P.3記載の「日処理量：最大600t」として設計する必要があるのでしょうか。	施設規模は、510t/日として下さい。
29	6	1	1	2	3	3		(4)			第1部第1章第3節 3.3(4)	見学希望者等に対する対応は、組合殿を主担当とし、運営事業者は必要に応じ業務に支障のない範囲で協力するものと理解します。	No25をご参照下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
30	7	1	2	1	1	1				①	第１部 第２章第1節 1.1①事業用地及び周辺の状況	「南側は・・・春日原ゴルフ場の一部は現在開発が進められており，大型商業施設及び住宅地の建設計画がある」とありますが、本施設設備・運営事業の実施において、この建設計画に対して配慮すべき項目はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）p119 1.5意匠計画の項を参照して下さい。
31	7	1	2	1	1	1				②	第１部 第２章第1節 1.1②事業用地及び周辺の状況	予定地東側の調整池容量は、クリーンパーク全体の雨量を考慮されたものでしょうか。　容量不足の場合、調整池の増築は本工事範囲外の解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	7	1	2	1	1	4				④	1.4 ④高度地区	第2種20m高度地区の指定がありますが、これは、工場棟最高高さを20m以下について、組合様において緩和制限等、別途協議済みであればその内容をご提示願います。	特に協議はしておりません。 第2種20m高度地区の制限を、ご確認下さい。(20m以上も建築可能)
33	8	1	2	1	1	5		(1)			第１部 第２章第1節 1.5（1）電気	「電気事業者所有の構内鉄塔から引き込みを行うこと」とありますが、具体的引き込み手法について電力会社殿と協議済であれば、その協議内容をご教示願います。また、不明であれば、直接問合せしてもよろしいでしょうか。その場合の電力会社殿の担当者をご教示願います。	現在、電力会社と協議中ですので、詳細については入札公告時に示します。
34	8	1	2	1	1	5		(2)			1.5ユーティリティ条件2.10 (8)給水設備 2.7給水設備添付資料5	P.35 2.10 (8)給水設備、P.83 2.7給水設備及び添付資料5給水設備フロー図(例)には井水が記載されていますが、本項ユーティリティー条件に謳われていません。井水ラインが現存する場合は、既設位置、取水制限量、水質、井水設備の取り合い点及び仕様等の条件を明示してください。	既存工場では約55m3/日の井水を採水していますが、現在の井戸が新工場稼働後も使用できるかは確定していないため、今回の提案においては、井水は使用しない想定で検討することとします。
35	8	1	2	1	1	5		(4)			1.5 (4)排水2.8排水処理設備3.4 (3)排水設備	P.8では、"生活系排水は公共下水道に放流する。"、P.85では、"･･･生活系，･･･は、･･･基準を遵守するよう処理を行い，公共下水道に放流する。"、また、P.134では、"③生活系排水は，適切に処理した後，公共下水道へ放流すること。"とあります。生活系排水を公共下水道へ放流するに際し、場内処理が必要でしょうか。	ご提案下さい。
36	8	1	2	1	1	5		(7)			1.5ユーティリティ条件 (7)燃料	燃料は"提案によるものとする。"とありますが、既設(現南部工場)の燃料は何を使用しているか参考にご教示ください。	既設では、灯油を使用しています。
37	8	1	2	1	1	5		(7)			第１部第2章第1節1.5 (7)	燃料については『提案によるものとする』とありますが、都市ガスは利用可能でしょうか。	都市ガス利用は不可とします。
38	13	2	2	1	1	1			4)		第2部第2章第1節1.1 4)	『工事工程』とは，現地工事はもとより，材料及び物品の調達・製作工程をも含むものと理解します。	お見込みのとおりです。
39	13	2	2	1	1	1					第2部第2章第1節1.1	『組合は、実施設計図書リストに記載のない図書であっても、実施設計図書として提出することを求めることができ…』とありますが、実施設計図書リスト承諾後の追加提出要求はないものと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
40	15	2	2	2	2	6		(1)			第２部 第２章第2節 2.61）施工管理	「建設請負事業者は，事業用地内において組合が発注し，第三者が施工する他の工事との調整を率先して行い，第三者が行う工事の円滑な施工に協力すること」とありますが、「第三者が施工する他の工事」とはどんな工事か、工事内容及び工期等をご教示願います。	粗造成工事：平成23年5月～H24年7月予定
41	15	2	2	2	2	6			1)		第2部第2章第2節2.6 1)	『組合が発注し，第三者が施工する他の工事』を具体的にご教示願います。	No40をご参照下さい。
42	15	2	2	2	2	6			1)		第2部第2章第2節 2.6.1)第三者が施工する他の工事	「・・・組合が発注し、第三者が施工する他の工事との調整を・・・」とありますが、貴組合としましては、どのような工事を想定されていますか？仮設等の施工計画に係わりますので、内容や時期などをご提示ください。	No40をご参照下さい。
43	15	2	2	2	2	6					施工管理	建設時期の「電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者」は法的には、設置者(貴組合)側から選任されるものと理解しております。貴組合殿の見解をご説明願います。	電気主任技術者及びボイラ・タービン主任技術者を民間事業者から選任することについて、所轄の経済産業省に確認済みです。
44	16	2	2	2	2	6			5)		第2部第2章第2節2.6 5)	請負者である建設請負事業者が、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任することについて、関係省庁へ確認されているかご教示願います。	No43をご参照下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
45	16	2	2	2	2	9					2.9 地中障害物	工程等の計画にあたり、地中障害物があるのであれば、位置・深さ・構造・数量を把握することのできる図面・資料等をご提示願います。	現時点では想定しておりません。
46	16	2	2	2	2	9					第２部 第２章第2節 2.9地中障害物	「工事の施工に当たり，障害となる地中障害物は，建設請負事業者の負担により適切に処分する」とありますが、現時点において予期できている地中障害物はないと考えてよろしいでしょうか。地中障害物があると判明している場合には、その存在位置、形状等をご教示願います。	No45をご参照下さい。
47	16	2	2	2	2	9					第2部第2章第2節2.9	『予期しない大型の地中障害物』とは，募集書類等でご提示いただく情報からは想定できない障害物と理解します。また，障害物は地下滞留ｶﾞｽ等の無形の障害も含まれるものと理解します。	No45をご参照下さい。
48	16	2	2	2	2	9					地中障害物	「障害となる地中障害物は、建設請負事業者により適切に処分」とありますが、粗造成工事は、貴組合殿範疇であることから地中障害物が発見された場合は、有償対応とさせていただくことでよろしいでしょうか。	協議を行うものとします。
49	16	2	2	2	2	10					2.10電波障害発生の防止	既設(現南部工場)を原因とする電波障害は発生しているでしょうか。	既設工場に確認したところ、アナログ放送の電波障害は、工場建設時に発生しております。現在、対象世帯に対し電波共同受信施設による対策がとられております。 なお、既設工場を原因とする地上デジタル放送の電波障害は発生しておりません。（参考として、地上デジタル放送受信に関する調査を行ったところ、既設工場による障害は発生しないとの結果を得ております。）
50	17	2	2	2	2	12	ｱ		1)	②	第2部第2章第2節 2.12(ｱ)1)②	『過熱器：７年』とは，排ガスに接する過熱器部分と解釈してよろしいでしょうか。	過熱器の全体として下さい。
51	17	2	2	2	2	12	ｱ				第２部 第２章第2節 2.12（ア）かし担保期間	予備品及び消耗品に関しまして、必要数量のご指示があればご教示ください。	必要な予備品及び消耗品をご提案下さい。
52	17	2	2	2	2	12	ｱ				第２部 第２章第2節 2.12（ア）かし担保期間	施設引渡し時に納入した予備品・消耗品について、かし担保期間（３年間）中に実施する定期点検整備に使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	使用できるものとします。 かし担保期間が明ける時期においてかし担保確認要領書に記載数量に不足している分は納入するものとします。
53	17	2	2	2	2	12	ｲ				第2部第2章第2節 2.12(ｲ)	『組合は，かし担保期間に応じたかし検査を適切な時期に行う』とは，各機器のかし担保期間終了前の時期に，かし検査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	17	2	2	2	2	12	ｲ				第2部第2章第2節 2.12(ｲ)	査の結果かしに該当しないと判明した場合については，検査にかかる費用負担を組合殿とさせていただけないでしょうか。	検査費用は事業者の負担とします。
55	18	2	2	2	2	16					第2部第2章第2節2.16	印が付されている図書の電子ﾃﾞｰﾀ版はCDROM等で１部提出すればよろしいでしょうか。また，CADソフトのﾗｲｾﾝｽは１台分を見込めばよろしいでしょうか。なお，CADﾃﾞｰﾀの提出範囲は，ご協議いただけるもと考えます。	お見込みのとおりです。
56	22	2	3	1	1	1		(3)	3)		第2部第3章第1節 1.1.(3)検査員による検査3)結果通知	「・・・各通知を受けた日から14日以内に・・・」とありますが、この14日以内に行わなければならないのは、検査の完了ですか？それとも検査の結果の通知ですか？	検査の完了とします。
57	23	2	3	2	2	2					第2部第3章第2節2.2.	『試運転の期間は，予備性能試験及び引渡性能試験を含め，原則180日程度とする』とありますが，試運転は，単体調整，乾燥焚を含むものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	24	2	3	3	3	1		(4)			第２部 第３章第3節 3.1（4）引渡性能試験	「非常停止（受電・自家発電等の一切の停止を含む。）、機器故障など本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い」とありますが、これらはプラントの停止に係わる試験となりますので、引渡性能試験への影響に配慮して、引渡性能試験とは別途実施してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	24	2	3	3	3	1		(5)			第2部第3章第3節 3.1(5)	軽負荷運転を引渡性能試験終了後に実施することを記載しておりますが，ここで30頁のNo.22軽負荷試験の運転時間を含め実施要領を提案の上，立証することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
60	24	2	3	3	3	1		(5)			第2部第3章第3節 3.1(5)	軽負荷運転を引渡性能試験終了後に実施することとの記載により試運転期間中に実施と読み取れますが，一方，30頁のNo.22軽負荷試験では，かし担保期間内での立証とあります。軽負運転の実施時期についてはどちらを正と考えればよろしいでしょうか。	引渡性能試験終了後のかし担保期間中とします。
61	25	2	3	3	3	2		(2)			第2部第3章第3節 3.2(2)表2-3-1No.2	窒素酸化物の測定場所として，触媒反応装置の入口及び出口以降において監督員の指定する箇所との記載がありますが，このうち，出口以降とは煙突出口と同義と理解してよろしいでしょうか。(備考欄に，保証値は煙突出口での値と明記されているため。)	お見込みのとおりです。
62	26	2	3	3	3	2					第２部 第３章第3節 3.2表2-3-1　No.4飛灰処理物	「（２）測定回数　２時間ごとにサンプリングを行う」とありますが、試験期間中を通じて実施すると非常に回数が多くなることから、他の測定項目と同程度の回数である測定日にて3回/箇所としてよろしいでしょうか。	3回/箇所に変更します。
63	28	2	3	3	3	2		(2)			第2部第3章第3節 3.2(2)表2-3-1No.7,8	騒音･振動の測定回数は，1日の朝･昼間･夕･夜間の計4回に分けて測定すると考えてよろしいでしょうか。	24時間連続で１日測定とします。
64	28	2	3	3	3	2		(2)			第2部第3章第3節 3.2(2)表2-3-1No.7,8,9	本施設内から発生する騒音，振動および悪臭が対象であり，敷地外及び場内他施設からの騒音，振動，悪臭については測定結果から補正することができると理解します。（試運転中は既存施設が運転中と考えられます。）	お見込みのとおりですが、詳細は引渡性能試験計画書にて協議とします。
65	28	2	3	3	3	2		(2)			第2部第3章第3節 3.2(2)表2-3-1No.7,8,9	測定場所として，『監督員の指定する場所』とは，敷地境界上で監督員殿が指定する場所との理解でよろしいでしょうか。また，敷地境界は添付資料１の事業用地境界線との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	29	2	3	3	3	2		(2)			第2部第3章第3節 3.2(2)表2-3-1No.15	測定回数にご指定はございますでしょうか。	1回/1日以上として下さい。
67	29	2	3	3	3	2		(2)			第2部第3章第3節 3.2(2)表2-3-1No.16	用役･薬品類使用量の保証が規定されていますが，当該使用量は，DBO方式による事業の場合，運営事業者がその責を負うことから，保証項目からの除外を検討いただけないでしょうか。	保証項目とします。
68	29	2	3	3	3	2		(2)			第2部第3章第3節 3.2(2)表2-3-1No.18	煙突における排ｶﾞｽ流速，温度の項目で，速度に関する保証数値の記載がありませんが，流量は測定のみ実施と理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P75に記載のとおり、30m/sec以下とします。
69	29	2	3	3	3	2		(2)			第2部第3章第3節 3.2(2)表2-3-1No.18	煙突出口排ガス温度を200℃程度まで昇温するためには排ガス再加熱器で多くの蒸気を消費することになります。エネルギー有効利用の観点から，排ガス基準値の遵守を前提に，煙突出口温度については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案下さい。
70	29	2	3	3	3	2					第２部 第３章第3節 3.2表2-3-1　No.14緊急作動試験	緊急作動試験とは、受電、蒸気タービン発電機が同時に停止した場合に非常用発電機がただちに起動して、安全に炉を停止できることを確認する試験であるとの解釈でよろしいでしょうか。非常用発電機も起動しない試験である場合、何分間の停電を想定すればよろしいでしょうか。	非常用発電機の起動及び安全に炉を停止できることの確認のほか、非常用発電機も停止後、直流電源装置および無停電電源装置の作動確認となります。また建築設備関係の非常用設備も含めた確認が必要なため、停電時間は確認に必要な時間をご提案ください。
71	29	2	3	3	3	2					第２部 第３章第3節 3.2表2-3-1　No.18煙突における排ガス流速、温度	高効率発電実施のために低温触媒を採用し、排ガス再加熱器による蒸気消費量を削減する設計が一般的になっています。その場合煙突排ガス温度は170℃程度となります。したがいまして、「煙突排ガス温度は200℃程度」とありますが、170℃程度とさせて頂けないでしょうか。	ご提案下さい。
72	30	2	3	3	3	3					第2部第3章第3節3.3	『竣工とは，･･･前項による引渡性能試験により所定の性能が確認された時点とする。』とありますが，『前項』においてNO.23,NO.24については，かし担保期間内に立証することが記載されており，竣工前の実施ができません。よって，上述の試験項目については，竣工の条件からは除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 質問の「NO.23,NO.24」は、「NO.22,NO.23」と理解します。
73	30	2	3	3	3	6					第2部第3章第3節3.6	焼却灰等の搬出において，組合の指定する場所まで運搬との記載がありますが，想定されている場所および搬送距離をご教示願います。また，指定された箇所でどのような確認が実施されることになるかご教示をお願いします。	前段はNo18をご参照下さい。 後段の確認は焼却灰等に関する性能保証値を満たしているかの確認です。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
74	31	2	3	4				(2)	2)		第2部第3章第4節(2)2)	必要とされる環境ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの具体的内容につきご教示願います。	入札公告時に提示します。
75	31	2	3	4				(3)			第２部 第３章第4節（3）売電収入について	「試運転期間中における施設の余剰電力の売電収入は、原則として組合とする。」とありますが、試運転期間中は機器の調整段階であるため、売電収入の変動に対しての責任について配慮していただくものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	32	1	4	1	1	1					第1部第4章第1節1.1	小動物死体の搬入数量（1日、年間）並びに荷姿形状をご教示下さい。袋詰め冷凍などでしょうか。	No6をご参照下さい。
77	32	1	4	1	1	2					第1部第4章第1節1.2	福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理施設受入基準資料を貸与願います。もしくは閲覧方法をご教示下さい。	No5をご参照下さい。
78	32	2	4	1	1	2					1.2搬入禁止物	搬入時において善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該搬入禁止物を排除することが出来なかったことを運営事業者が明らかにした場合は，組合が指定する場所へ運搬し，当該処分費用を負担する。について、原文では行為者が不明確につき確認させていただきます。P.4の記述と整合を踏まえると、①組合様が指定する場所へ、事業者が運搬するという解釈でしょうか。②当該処分費用を負担するのは組合様という解釈でしょうか。	お見込みのとおりです。
79	32	2	4	1	1	2					第２部 第４章第1節1.2搬入禁止物	「運営事業者は・・・福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理施設受入基準を基に、・・・」とありますが、運営期間に遵守すべき受入基準は募集要項にてご提示頂けるものと解釈してよろしいでしょうか。また、運営期間中に当該基準が変更された場合における費用変動リスクは貴組合にてご負担頂けると解釈してよろしいでしょうか。	No5をご参照下さい。 変動リスクについては協議とします。
80	32	2	4	1	1	2					第２部 第４章第1節1.2搬入禁止物	「運営事業者は、排除した搬入禁止物を・・・運搬・処分する。」とありますが、処分費用は貴組合にてご負担頂けると解釈してよろしいでしょうか。また、各応募者間の事業費用積算条件の公平性を担保するため、運搬先までの距離・運搬車種類の指定の有無・受入基準・受入時間等について、募集要項等にてお示し願います。	No5、No8をご参照下さい。
81	32	2	4	1	1	2					第２部 第４章第1節1.2搬入禁止物	「運営事業者は、排除した搬入禁止物を・・運搬・処分する。」とありますが、運搬許可は不要と解釈してよろしいでしょうか。	運営事業者が自ら運搬する場合は、許可は不要です。
82	32	2	4	1	1	3		(1)			第２部 第４章第1節1.3（1）計画処理量	「計画年間処理量：約127,700 t/年」とありますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（全国都市清掃会議）」P.150より「年間実稼働日数：280日」、「調整稼働率96%」とした時、施設規模は、127,700t/年÷280日÷0.96＝475t/日となります。一方「実施方針」P.2では「施設規模等：510t/日」とあります。　「施設規模等：510t/日」の設定根拠をご教示願います。	ごみの安定処理、長期的な安定稼働・耐久性の確保及び災害時などに対応するために施設規模、炉数を設定しております。
83	33	2	4	1	1	4					第２部 第４章第1節1.4計画性状	計画ごみ質において三成分中の灰分が低質ごみと高質ごみで約2倍近くの開きがあります。運営開始後の焼却灰、飛灰の発生量に対し、提案量からの乖離にペナルティー等をお考えであれば、計画ごみ質の範囲内においても、ごみ質の変動(灰分の変動)にご配慮願います。	焼却灰等の発生量に関してはペナルティーは、現時点では想定していません。
84	33	2	4	1	1	4					第2部第4章第1節1.4	可燃分の元素組成において，高質ごみ，低質ごみの元素組成があればご教示願います。また，『注2)低位発熱量の（）内の数値は参考数値とする』の『()内』の数値はどれを指すかご教示願います。また，『注1)1kJ＝4.18605kcal』との記載がありますが，これは『注1)1kcal＝4.18605kJ』の誤記ではないでしょうか。	基準ごみのみです。また、注記は誤記です。
85	34	2	4	1	2	5					第2部第4章第1節2.5	排ガス処理方式として、ろ過式集じん装置、排ガス洗浄装置、触媒脱硝装置のご指定がございますが、39頁基本ｺﾝｾﾌﾟﾄに記載されている《『低炭素化社会の構築』に向けて、できる限りエネルギー効率の高い施設を目指し》のためにも、排ガス基準の遵守を前提に、排ガス処理方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
86	34	2	4	2	2	9					2.9稼動日数	見積提案書提出時点では、年間最大稼動可能日数の提案は要求されていない(当該様式がない)と解釈してよろしいでしょうか。	年間ごみ量等の条件により、ご提案下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
87	36	2	4	3	3	1					3.1排ガスに関する基準	煙突出口の排ガス基準のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素の保証値は、乾き状態の値と解釈すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	36	2	4	3	3	1					第２部 第４章第3節 3.1排ガスに関する基準	硫黄酸化物、塩化水素の発生濃度は処理対象ごみのごみ性状に依存し、運営事業者ではコントロールできない値であり、設備設計及び排ガス処理薬剤の使用量及び飛灰量に大きく影響を与えるため、計画条件を各社統一とするために発生濃度を規定しておく必要があると考えます。「廃棄物処理施設の発注仕様書の作成手引き（環境省）」P.2.60では一例として『ＨＣｌ濃度（乾きガスＯ212%換算値）入口最大700ppm（平均350ppm）、ＳＯｘ濃度（乾きガスＯ212%換算値）入口最大100ppm（平均50ppm）』と挙げられています。したがいまして、今計画においてもこの数値を使用して計画してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）記載の計画ごみ質をご確認の上、ご提案下さい。
89	36	2	4	3	3	1					第２部 第４章第3節 3.1排ガスに関する基準	水銀の発生濃度は処理対象ごみのごみ性状に依存し、運営事業者ではコントロールできない値であり、設備設計及び排ガス処理薬剤の使用量に大きく影響を与えるため、計画条件を各社統一とするために発生濃度を規定しておく必要があると考えます。近年、一般廃棄物中の水銀量は減少傾向にあるため、水銀濃度（乾きガスＯ212%換算値）は入口最大0.2mg/m3N(dry)（平均0.1 mg/m3N(dry)）として計画してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
90	36	2	4	3	3	2					第２部 第４章第3節 3.2飛灰に関する基準	「飛灰中の重金属類については、関係法令（昭和48年総理府令第5号）の基準値以下とする。」とありますが、「要求水準書（案）」P.26表2-3-1にて「飛灰処理物」の性能保証事項として定められた重金属類が対象と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	36	2	4	3	3	3					第2部第4章第3節3.3	排水に関する基準について，『関係法令等で定める規制基準値以下』とありますが，下水道排除基準の他，上乗せ基準はないものと考えてよろしいでしょうか。また，本施設に適用される排除基準の数値についてもご教示願います。	下水道への放流に関しては、以下の上乗せ基準を遵守して下さい。 塩分濃度：4%以下 pH　：6～8 BOD　：100mg/L SS　：100mg/L この項目以外は関係法令をご確認下さい。
92	37	2	4	3	3	4					3.4騒音に関する基準 3.5振動に関する基準	騒音及び振動の基準値は、定格負荷運転時の敷地境界線にてそれぞれ50dB及び55dB以下と記載されていますが、時間帯に寄らず終日、同じ基準値でしょうか。また、単位はdB(A)と解釈すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	37	2	4	3	3	4					第2部第4章第3節3.4	騒音について，敷地境界線とは，添付資料1：現況配置図の事業用地の線と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	37	2	4	3	3	5					第2部第4章第3節3.5	振動について，敷地境界線とは，添付資料1：現況配置図の事業用地の線と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	37	2	4	3	3	6					第2部第4章第3節3.6	悪臭について，敷地境界とは，添付資料1：現況配置図の事業用地の線と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	37	2	4	3	3	9		(1)		①	第2部第4章第3節 3.9(1)①	『硫黄酸化物，塩化水素および水銀は，湿式排ガス洗浄装置により除去すること』とありますが，39頁基本ｺﾝｾﾌﾟﾄに記載されている《『低炭素化社会の構築』に向けて、できる限りエネルギー効率の高い施設を目指し》のためにも、，排ガス基準遵守を前提に乾式排ガス処理を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
97	39	2	5	1	1	2					第２部 第５章第1節 1.2（仮称）新南部工場基本計画	「（仮称）新南部工場基本計画を踏まえ」とありますが、「（仮称）新南部工場基本計画」は今回の「要求水準書（案）」に反映されているとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	39	2	5	1	1	3				②	1.3計画の条件②	建設期間中，現南部工場は稼動しており，(仮称)新南部工場稼動後に解体予定である。とのことですが、現南部工場を解体するまでの一定期間は(仮称)新南部工場と現南部工場の2箇所について九電様から受電し、双方の工場が稼動するものと考えてよろしいでしょうか。	現南部工場は，新南部工場の稼働に合わせて廃止の予定であることから，試運転期間を除き双方の工場が稼働することを想定する必要はありません。 ただし，解体までの期間については保安用電力等が必要となることから，双方の工場が受電することを想定してください。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
99	39	2	5	1	1	3				②	1.3計画の条件②	建設期間中，現南部工場は稼動しており，(仮称)新南部工場稼動後に解体予定である。とのことですが、(仮称)新南部工場を受電するための引き込みルートについては現南部工場とは異なるものと考えてよろしいでしょうか。あるいは、現南部工場への引き込みルートを流用するものとして考えればよろしいでしょうか。	№33をご参照下さい。
100	39	2	5	1	1	3				②	1.3計画の条件⑦	再生可能エネルギー(太陽光、風力等)の導入に努めること。と記載ありますが、用途・容量等、具体的な要求があればご提示願います。	ご提案下さい。
101	39	2	5	1	1	3				②	第２部 第５章第1節 1.3②計画の条件	「建設期間中，現南部工場は稼働しており，（仮称）新南部工場稼働後に解体予定である。よって，工事の際は，現南部工場の稼働に支障がないこととし，ごみ搬入車両及び見学者等の安全が確保できるよう十分に考慮すること」とありますが、既設工場の動線及び（仮称）新南部工場建設予定地の敷地条件等詳細が分かる図面（可能ならCADデータ）をご提示願います。	本施設建設中の既存工場へのごみ搬入車両や一般車両等の動線は、北側の門より進入し同じ門から退出する予定です。本施設の工事用車両は、南側の道路から進入する予定です。 敷地の図面は別途提示します。
102	39	2	5	1	1	3				②	第2部第5章第1節1.3②	建設期間中，現南部工場は稼動しているとのことですが，新南部工場の試運転期間中も現南部工場稼動は継続されているとの理解でよろしいでしょうか。	現南部工場は、平成27年度中に稼動停止予定ですが、正確な時期については、試運転計画と合わせて福岡市と協議の上決定する予定となっております。このため試運転期間中は、双方の工場が稼動することを想定し、動線、安全対策等計画してください。
103	40	2	5	2	2	1				②	2.1配置計画②	焼却処理棟に隣接したメンテナンス広場を設ける。とありますが、想定されている位置、広さ等がございましたらご教示願います。	施設のメンテナンス性を考慮し、維持管理に支障のない広さ、設置位置をご提案下さい。
104	40	2	5	2	2	1				②	第2部第5章第2節2.1②	主要建物は，焼却処理棟，管理棟との記載がありますが，運営・維持管理上，機能的で合理的な配置計画を前提に，別棟，合棟は提案によるものとさせていただけないでしょうか。	別棟を基本とします。ただし、合棟の提案を不可とするものではありません。
105	41	2	5	2	2	3		(1)	1)		第2部第5章第2節 2.3(1)1)	『使用機器、材料などは、用途に応じた一級品で』とありますが、一級品の基準として、JIS等の基準に適合すること等と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	41	2	5	2	2	3		(1)		④	第２部 第５章第2節 2.3（1）④耐摩耗性	ウェアリングプレートを設置するコンベヤとしては、磨耗が予測される主灰系のコンベヤのみと解釈してよろしいでしょうか。	主灰系のみでなく、飛灰系も摩耗の予測されるコンベヤは設置する方向でご提案下さい。
107	42	2	5	2	2	4		(1)	5)		第2部第5章第2節 2.4(1)5)	階段について，『炉体間に最下部から最上部までの直通階段』とありますが，一方113頁には『動線上主要な階段を炉室両側に設ける』とあります。ﾒﾝﾃﾅﾝｽ動線･点検巡視動線等作業動線を勘案し，必要な階段配置計画をご提案することは可能でしょうか。	炉体間には最下部から最上部までの直通階段を設置して下さい。それ以外の階段についてはご提案下さい。
108	47	2	5	2	2	1	ｱ		4)	②	第2部第5章第2節 2.1(ｱ)4)②	制御装置で『発信装置付』の記載がありますが，どのような装置を想定されていますでしょうか。	計量機からデータロガ等へのデータ発信装置を指します。
109	47	2	6	2	2	1	ｱ		3)	③	(ア)計量機3)主要項目③	積荷台寸法長さ10.5m以上とありますが、ご指定の搬出入車両に合わせた寸法をご提案させていただいてよろしいでしょうか。	長さ10.5m以上にてご提案下さい。
110	48	2	6	2	2	1	ｳ			⑤	第２部 第６章第2節 2.1（ウ）⑤転落者救出装置	「転落者救出装置を設けること。」とありますが、転落者救出装置とはプラットフォームから転落者を救出するための、縄梯子などと考えてよろしいでしょうか。	安全に救出することに配慮しご提案下さい。
111	48	2	6	2	2	1	ｴ			④	第２部 第６章第2節 2.1（エ）④エアカーテン	「エアカーテン（必要な場合）」とありますが、事業者が臭気規制値を守れないと判断した場合に必要となるとの解釈でよろしいでしょうか。	必要と判断される場合は、設置することで提案下さい。
112	48	2	6	2	2	1	ｴ				第2部第6章第2節 2.1.(エ)プラットフォーム出入口扉の開閉速度	「開速度が5sec、閉速度が10sec」とありますが、対衝突安全性と駆動機構の信頼性・保全性の観点より、エアカーテンの設置によって臭気の漏出を防止することを条件として「開速度が10sec、閉速度が15～20sec」程度に変更していただけないでしょうか	要求水準書（案）のとおりとします。
113	49	2	5	2	2	1	ｵ		2)		第2部第5章第2節 2.1(ｵ)2)	ごみ投入扉の数量8基は，ﾀﾞﾝﾋﾟﾝｸﾞﾎﾞｯｸｽ用ごみ投入扉を含めた基数と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	49	2	6	2	2	1	ｶ		2)		(カ)ダンピングボックス2)数量	数量4基以上とありますが、ごみ投入扉8基の内数と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
115	49	2	6	2	2	1	ｶ		2)		第２部 第６章第2節 2.1（カ）2）ダンピングボックス	「ごみ投入扉の数量の「8基」にダンピングボックス用扉も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	49	2	6	2	2	1	ｶ				第２部 第６章第2節 2.1（カ）ダンピングボックス	「ダンピングボックス及び投入監視コンベヤは、どちらか若しくはその両方」とありますが、投入監視コンベヤのみを1基設置した設計としてよいとの解釈でよろしいでしょうか。	ダンピングボックスの場合４基以上必要と考えています。このことを含め、ご提案下さい。
117	49	2	6	2	2	1					第2部第6章第2節2.1受入供給設備(ｵ)ごみ投入扉	ごみ投入扉の全門開閉時間５S以内とのご指示ですが、扉の開閉速度が早いため誤作動した場合など運用面の危険度が高くなります。全門１０S程度の開閉時間での計画とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
118	50	2	6	2	2	1	ｶ		3)	②	第２部 第６章第2節 2.1（カ）3）②ダンピングボックス駆動方式	駆動方式が油圧駆動と記載されていますが、維持管理費やメンテナンス性に優れる電気駆動としてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
119	50	2	6	2	2	1	ｶ		5)	①	第２部 第６章第2節 2.1（カ）5）①ダンピングボックス特記事項	「直接搬入車の台数等を考慮し、数量を決定すること。」とありますが、数量決定に際して、1時間当たりの最大搬入台数を、ご教示願います。	要求水準書（案）P20に記載のとおり、昼間260台/日です。 なお、年末には直接搬入ごみ車が130台/時の搬入実績があります。
120	50	2	6	2	2	1	ｷ				第2部第6章第2節2.1受入供給設備(ｷ)投入監視コンベア	投入監視コンベアを選定した場合には、形式に「可動式」を選定することも可能でしょうか。また、直接搬入量は1回当たり最大4トンと考えてよろしいでしょうか。	可動式、１回当たり量とも最適な方法をご提案下さい。
121	51	2	5	2	2	1	ｹ		4)	③	第2部第5章第2節 2.1(ｹ)4)③	ごみﾋﾟｯﾄについて，『点検ﾀﾗｯﾌﾟ』とありますが，昇降地点はどこからどこまでで，どのような形式の点検ﾀﾗｯﾌﾟをお考えでしょうか。また、常設鋼製ﾀﾗｯﾌﾟの場合，ごみｸﾚｰﾝﾊﾞｹｯﾄによる衝突および腐食等で破損する可能性が高く，使用時に落下等の2次災害を誘発する可能性もあります。よって、仮設式を推奨いたします。	ご提案下さい。
122	51	2	6	2	2	1	ｹ		5)	③	(ｹ)5)特記事項 ③1.2焼却施設棟(3)ごみピット ④	ごみピット内側に点検用タラップを設ける。と記載ありますが、ごみクレーンの運転に支障をきたしますので、常設のタラップは設置せず、可搬式タラップを納入する計画としてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
123	51	2	6	2	2	1	ｺ		3)	③	第２部 第６章第2節 2.1（コ）3）③ごみクレーン	「稼働率：手動運転時33%以下、自動運転時66%以下」とありますが、この数値は1基運転の際の数値と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	52	2	5	2	2	1	ｹ		5)	⑦	第2部第5章第2節 2.1(ｹ)5)⑦	ごみｸﾚｰﾝについて，『ﾋﾟｯﾄ転落防止装置の使用状況』とありますが，これは，『ﾋﾟｯﾄ転落救出装置』と理解してよろしいでしょうか。	ﾀﾞﾝﾋﾟﾝｸﾞﾎﾞｯｸｽの使用状況として下さい。
125	52	2	6	2	2	1	ｺ		5)	⑪	(コ)ごみクレーン5)特記事項 ⑪	クレーン操作室は･･･ごみ投入ホッパが見えやすい位置としとありますが、中央制御室と同室に計画してよろしいでしょうか。また、中央制御室とクレーン操作室を一体とした場合は、ごみクレーン運転監視装置は中央制御室、ごみクレーン室兼用で1台としてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）の記載事項を満たした上でご提案願います。
126	53	2	6	2	2	1	ｻ		5)	①	第２部 第６章第2節 2.1（サ）5）①粗大ごみ破砕機	「粗大ごみの受入方式については・・・利便性を損なわないような方式とすること。・・・夜間搬入時にも粗大ごみの搬入を行うことを考慮し方式を決定すること」とありますが、「粗大ごみ年間搬入量」、「粗大ごみ日平均搬入量」をご教示願います。	搬入量について提示出来るデータはありません。参考として、既存工場の実績では、ごみ搬入量の約2%を粗大ごみ破砕機により破砕処理しています。
127	53	2	6	2	2	1	ｻ		5)	⑥	第２部 第６章第2節 2.1（サ）5）⑥粗大ごみ破砕機	「独立基礎とすること。」とありますが、低速で振動が発生しない機器を選定するため、独立基礎を採用しなくてもよろしいでしょうか。実績においてもせん断式破砕機で独立基礎を採用したことはありません。	要求水準書（案）のとおりとします。
128	54	2	5	2	2	1	ｼ		5)	②	第2部第5章第2節 2.1(ｼ)5)②	脱臭装置の排気の臭気濃度について，性能保証値を満足するよう記載ありますが，保証は敷地境界における保証との理解でよろしいでしょうか。	排気口の出口で規制値を満足する計画として下さい。
129	55	2	6	2	2	1	ｱ		3)		(ア)ごみ投入ホッパ3)主要項目	機能性に問題がなければ、ごみ投入ホッパの開閉ゲートとブリッジ除去装置のいずれかを選択する計画としてよろしいでしょうか。	機能を満足するのであれば、可能です。ご提案下さい。
130	55	2	6	2	2	2	ｱ		3)	②	第２部 第６章第2節 2.2（ア）3）②ごみ投入ホッパ	「駆動方式：油圧駆動式」とありますが、駆動装置は燃焼装置駆動用の油圧装置と兼用してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
131	55	2	6	2	2	2	ｱ		4)		第２部 第６章第2節 2.2（ア）4）ごみ投入ホッパ主要機器	「②ホッパ開閉蓋1式、③ブリッジ除去装置1式」とありますが、弊社ではホッパ開閉蓋によりブリッジ除去を行う方式を標準としており、５件以上の実績を有しています。ホッパ開閉蓋とブリッジ除去装置を兼用としてよろしいでしょうか。	No129をご参照下さい。
132	56	2	6	2	2	2	ｳ		5)	⑤	第２部 第６章第2節 2.2（ウ）5）⑤燃焼装置特記事項	「立上げ、立下げを含めて全自動による運転が可能とする」とありますが、立上下げ自動運転制御に関しましては、今回はＤＢＯ方式による運営であるため、事業者による提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
133	57	2	6	2	2	2	ｵ	(1)	3)	①	(1)焼却炉本体3)特記事項 ①(イ)灰押出装置1)形式	P.57 2.2(オ) (1) 3)①に"焼却炉は乾灰排出装置･･･を備えること。"と記載されていますが、P.77 2.6(イ)に半湿式灰押出装置の仕様が記載されています。主灰の排出は乾式と半湿式のどちらでしょうか。考え方をご教示ください。	炉下灰は乾式にて搬送し、半湿式押出装置にて冷却を考えています。最適な方法をご提案下さい。
134	57	2	6	2	2	2	ｵ	(2)	3)	②	第２部 第６章第2節 2.2（オ）（2）3）② 炉体鉄骨	「炉体鉄骨は各炉自立構造とし」とありますが、垂直荷重は各炉で持たせた自立構造とした上で、各炉共通の歩廊を設置するために炉間を鉄骨梁で接続することは可能でしょうか。	ご提案下さい。
135	57	2	6	2	2	2	ｵ	(2)	3)	②	第2部第6章第2節 2.2(ｵ)(2)3)②	『炉体鉄骨は各炉自立構造とし』とありますが、耐震性能の観点から、各炉自立構造と全炉共通架構構造を事業者にて選択し提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
136	57	2	6	2	2	2	ｵ	(2)	3)	②	第2部第6章第2節 2.2(ｵ)(2)3)②	『構造計算は建築と同一条件のもとに行う』とありますが、「火力発電所の耐震設計規定」等もプラント設備耐震設計基準として採用させていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
137	57	2	6	2	2	2	ｵ		3)	①	第2部第6章第2節 2.2(ｵ)3)①	焼却炉について，『乾灰排出装置』の記載がありますが，落じん灰搬出装置と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
138	58	2	6	2	2	2	ｶ	(2)	3)	③	第２部 第６章第2節 2.2（カ）（2）3）③ 燃料移送ポンプ特記事項	「予備ボイラ及び非常用発電設備等への移送がある場合は、それぞれに必要な容量のポンプ及びサービスタンク等を設けること。」とありますが、維持管理費の削減を目的に、燃料移送ポンプに全容量を見込み、予備ボイラ及び非常用発電設備等への移送ポンプと兼用してよろしいでしょうか。弊社において多数の実績を有しています。	バーナー用燃料移送ポンプの兼用は不可です。これ以外は、ご提案下さい。
139	58	2	6	2	2	2	ｶ	(3)	4)	②	第２部 第６章第2節 2.2（カ）（3）4）② 助燃バーナ特記事項	「焼却炉立上時にバーナのみで昇温できるものとすること。」とありますが、バーナのみで立上時からバグフィルタに通ガスできるものとの解釈でよろしいでしょうか。「要求水準書（案）P.34」に燃焼室出口温度として記載されている900℃までバーナのみで昇温させた場合、火格子、ホッパゲートの焼損等の問題が生じる可能性があります。	お見込みのとおりです。
140	59	2	6	2	2	3	ｱ	(1)	3)	⑩	第２部 第６章第2節 2.3（ア）(1) 3)⑩ボイラ	「原則として、弁はフランジ型を使用する」とありますが、アスベストの代替品のガスケットは耐久性が劣るため、高圧ラインについては、より信頼性の高い溶接型としてよろしいでしょうか。溶接型の弁を使用した際でも、ボンネットを外して内部の弁体のメンテナンスは可能です。	ご提案下さい。
141	59	2	6	2	2	3	ｱ	(1)	4)	⑨	第2部第6章第2節 2.3(ｱ)(1) 4)⑨	『プラスチック耐火物またはキャスタブル耐火材を使用』とありますが､耐火物は炉内使用条件等を考慮し適切な材質のものを選定するものとして、これら以外の耐火材も提案可能であると理解してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
142	60	2	6	2	2	3	ｱ	(1)	4)	①	第２部 第６章第2節 2.3（ア）(1) 4)①ボイラ	「ボイラ鉄骨は各炉自立構造とし」とありますが、垂直荷重は各ボイラで持たせた自立構造とした上で、各ボイラ共通の歩廊を設置するため、各ボイラ鉄骨間を鉄骨梁で接続することは可能でしょうか。	ご提案下さい。
143	60	2	6	2	2	3	ｱ	(1)	4)	⑱	第２部 第６章第2節 2.3（ア）(1) 4)⑱ボイラ	「ボイラドラム及び下部ヘッダ底部に沈殿するスラッジを排出するために、ボトムブロー弁を設ける」とありますが、一胴ボイラを採用した場合、ボトムブロー弁はボイラドラムのみに設置し、下部ヘッダは通常のドレン弁としてよろしいでしょうか。ボイラ運転中の下部ヘッダからのブローは水循環を阻害するため実施していません。	ご提案下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
144	60	2	6	2	2	3	ｱ	(2)	4)	①	2節2.3(ｱ)(2) 4)①	『ボイラ鉄骨は各炉自立構造とし』とありますが、耐震性能の観点から、各炉自立構造と全炉共通架構構造を事業者にて選択し提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
145	61	2	6	2	2	3	ｳ		2)		第2部第6章第2節 2.3(ｳ)2)	ボイラ給水ポンプについて，数量で1炉２基の記載がありますが，予備基は3炉共通１基とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
146	62	2	6	2	2	3	ｴ		2)		第2部第6章第2節 2.3(ｴ)2)	脱気器について，数量で3炉分の記載がありますが，3炉分の処理量がまかなえれば，台数は提案とさせていただけないでしょうか。	３炉分として台数はご提案下さい。
147	62	2	6	2	2	3	ｵ		2)		第2部第6章第2節 2.3(ｵ)2)	脱気器給水ﾎﾟﾝﾌﾟについて，数量で3炉分の記載がありますが，3炉分の処理量がまかなえれば，台数は提案とさせていただけないでしょうか。	３炉分として台数はご提案下さい。
148	62	2	6	2	2	3	ｶ				第２部 第６章第2節 2.3（カ）ボイラ用薬液注入装置	清缶剤・脱酸剤・復水処理剤の各注入装置を設置するとのご指示ですが、維持管理性に優れ、人体に有害なヒドラジンを含まない安全な1液タイプ(清缶剤、脱酸剤、復水処理剤が一体となったタイプ)を採用することにより、当該薬液注入に必要な装置のみを設置する提案とすることは可能でしょうか。	ご提案下さい。
149	63	2	6	2	2	3	ｶ	(1)	3)	①	第2部第6章第2節 2.3(ｶ)(1) 3)①	ﾎﾞｲﾗ用薬液注入装置について，『ﾀﾝｸ容量は7日分以上』とありますが，これは基準ごみ時の必要量に対してと考えてよろしいでしょうか。	基準ごみとして下さい。
150	63	2	6	2	2	3	ｶ	(3)			第2部第6章第2節 2.3(ｶ)(3)	復水処理剤の使用の要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案下さい。
151	63	2	6	2	2	3	ｷ	(1)	1)		第２部 第６章第2節 2.3（キ）（1）1）連続ブロー装置形式	「自動連続式」とありますが、一度ブロー水量を設定した後に変更する必要はほぼないと考えられますので、現場にて手動で変更できる方式としてよろしいでしょうか。	自動として下さい。
152	64	2	6	2	2	3	ｷ	(3)	2)		第2部第6章第2節 2.3(ｷ)(3) 2)	ブロータンクの数量3炉分に関して、基数は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
153	64	2	6	2	2	3	ｸ	(1)	2)		第２部 第６章第2節 2.3（ク）（1）2）高圧蒸気だめ	「数量：3基」とありますが、いずれの炉についても単独での運転が可能であり、使用に際して問題ないため、1基に変更してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
154	64	2	6	2	2	3	ｸ	(1)	2)		第2部第6章第2節 2.3(ｸ)(1) 2)	高圧蒸気だめについて，3基の記載がありますが，3炉共通使用で1基とさせていただけないでしょうか。	全炉停止期間を考慮した上で、ご提案下さい。
155	65	2	6	2	2	3	ｸ	(2)	1)		第２部 第６章第2節 2.3（ク）（2）1）低圧蒸気だめ	「構造等は「（1）高圧蒸気だめ」に準ずること。」とありますが、数量につきましては、提案できるとの解釈でよろしいでしょうか。	No154をご参照下さい。
156	65	2	6	2	2	3	ｸ	(2)	1)		第2部第6章第2節 2.3(ｸ)(2) 1)	低圧蒸気だめの構造等は(1)高圧蒸気だめに準ずることとの記載ありますが数量は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
157	65	2	6	2	2	3	ｹ		1)		第２部 第６章第2節 2.3（ケ）1）復水タンク	「形式：円筒形（大気開放型）」とありますが、パネル式タンクとしてもよろしいでしょうか。弊社において多数の実績を有しています。	ご提案下さい。
158	65	2	6	2	2	3	ｺ	(1)	3)	①	第２部 第６章第2節 2.3（コ）（1）3）① 純水装置　能力	「全ボイラ時間最大蒸発量の10%以上とすること。」とありますが、この場合純水装置の能力は補給水量に対して10倍程度となり過大な装置となります。純水装置の運転頻度が低すぎるために配管や機器に腐食等のトラブルを生じているプラントもあるため、純水装置の能力は補給水量に対して過大とならない、ボイラの水張りを12時間でできる能力とするなどとした決定方式を提案します。	要求水準書（案）のとおりとします。
159	67	2	6	2	2	4	ｱ	(1)	3)	①	第2部第6章第2節 2.4(ｱ)(1) 3)③, (ｲ)(1)3)②	耐酸露点腐食鋼同等品以上，耐硫酸露点腐食鋼の記載に関して，別途，露点腐食対策を実施した場合，炭素鋼の採用も提案出来るものと理解してよろしいでしょうか。	耐硫酸露点腐食鋼とします。
160	67	2	6	2	2	4	ｱ	(3)			第2部第6章第2節 2.4(ｱ)(3)	噴霧水ポンプについて，1)形式，2)数量の記載がありませんが、要求水準事項があれば，ご教示願います。	ご提案下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
161	68	2	6	2	2	4	ｲ	(1)	5)	⑦	第２部 第６章第2節 2.4（イ） (1) 5) ⑦ 噴霧水ポンプ	「ろ布交換用アームリフトを設けること。」とありますが、ろ布交換自体はアームリフトを使用せず行えますので削除し、代わりに天井部マンホールを開放するために必要なチェーンブロックおよびホイストレールを設置する計画でよろしいでしょうか。	ご提案下さい。なお項目の噴霧水ポンプはろ過式集じん器の誤りと理解します。
162	69	2	6	2	2	4	ｳ				第２部 第６章第2節 2.4（ウ）排ガス洗浄設備	排ガス洗浄設備の出口排ガス温度を設定するための設計条件としては、貴組合が平成21年12月18日発行の「（仮称）新南部工場基本計画」P.12に記載の「外気条件、気温10℃かつ相対湿度50％において、白煙が発生しないようにする」を使用するとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
163	70	2	6	2	2	4	ｳ	(2)	2)		第2部第6章第2節 2.4(ｳ)(2) 2)	減温減湿用冷却器について，数量で3炉分の記載がありますが，3炉分の処理量がまかなえれば，台数について申し出にてよろしいでしょうか。	３炉分として台数はご提案下さい。
164	70	2	6	2	2	4	ｳ	(2)	5)	①	第2部第6章第2節 2.4(ｳ)(2) 5)①	『外気条件の変動等を考慮』とありますが、今回白煙防止の外気条件のご指定は特にないものとの理解でよろしいでしょう。	No162をご参照下さい。
165	70	2	6	2	2	4	ｴ	(1)	3)	②	第２部 第６章第2節 2.4（エ） (1) 3) ② 排ガス再循環ファン	排ガス再加熱器の低温部加熱管に耐食性に優れた材料を採用することにより、排ガスを再循環することなく、排ガスを再加熱できる技術が確立しており、実績も有しています。 したがいまして、「排ガス再循環ファン」の記載がありますが、排ガス再循環ファンを設置しない設計としてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
166	70	2	6	2	2	4	ｴ	(1)	3)		第2部第6章第2節 2.4(ｴ)(1) 3)	排ガス再循環ファンについては設置の要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案下さい。
167	73	2	6	2	2	5	ｵ		3)	①	第2部第6章第2節 2.5(ｵ)3)①	耐硫酸露点腐食鋼の記載に関して，別途，露点腐食対策を実施した場合，炭素鋼の採用も提案出来るものと理解してよろしいでしょうか。	No159をご参照下さい。
168	73	2	6	2	2	5	ｵ		3)	②	第2部第6章第2節 2.5(ｵ)3)②	鋼板厚については、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
169	75	2	6	2	2	5	ｸ		1)		第2部第6章第2節 2.5(ｸ)1)	煙突は圧迫感のない意匠とするため、建物と一体構造とすることは可能でしょうか。その場合、『鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造外筒により支持』については建物構造により決定するということでよろしいでしょうか。	意匠的な一体化は可としますが、構造的には焼却処理棟と別棟に計画して下さい。
170	75	2	6	2	2	5	ｸ		3)	④	第2部第6章第2節 2.5(ｸ)3)④	耐硫酸露点腐食鋼の記載に関して，別途，露点腐食対策を実施した場合，炭素鋼の採用も提案出来るものと理解してよろしいでしょうか。	No159をご参照下さい。
171	77	2	6	2	2	6	ｱ				第２部 第６章第2節 2.6（ア）落じんコンベヤ	「本装置は・・・落じん灰を灰押出装置に移送するための・・・」とありますが、落じんコンベヤを湿式とした場合、落じんコンベヤから直接灰ピットあるいはコンベヤに投入する設計としてよろしいでしょうか。なお、落じん量は高性能ストーカの採用により、主灰量の2～3%程度となっています。	ご提案下さい。
172	77	2	6	2	2	6	ｱ				第2部第6章第2節 2.6(ｱ)	落じんコンベヤについて，火格子からの落じん灰を灰押出し装置に移送する装置があれば、コンベヤ以外の方式でもよい良いと理解してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
173	77	2	6	2	2	6	ｲ		3)	②	第２部 第６章第2節 2.6（イ）3）②灰押出装置	「駆動方式：油圧駆動式」とありますが、駆動装置は燃焼装置駆動用の油圧装置と兼用してよろしいでしょうか。	兼用は不可とします。
174	78	2	6	2	2	6	ｴ				(エ)磁選機	回収した磁選物が事業者の判断により資源物とならない場合は、磁選機を設けない計画としてよろしいでしょうか。	磁選機は設置して下さい。
175	78	2	6	2	2	6	ｴ				第２部 第６章第2節 2.6（エ）磁選機	ストーカ炉から排出される鉄類は、多くが酸化鉄であるため、引取先がほとんどない、もしくは、実質的な有価での引取が困難であるというのが現状です。したがいまして、磁選機を設置せずに主灰とともに最終処分する計画に変更してよろしいでしょうか。	No174をご参照ください。なお、極力再利用することで検討して下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
176	79	2	6	2	2	6	キ	(2)	5)	②	第２部 第６章第2節 2.6（キ）（2）5）② 飛灰処理装置	「飛灰貯留ホッパは、飛灰処理装置能力の12時間分以上を確保すること。」とありますが、飛灰貯留ホッパは飛灰処理装置故障時に飛灰発生量を何時間分貯留できるかが重要であると考えます。したがいまして、飛灰貯留ホッパは、飛灰処理装置能力に対してではなく、基準ごみ３炉定格運転時の飛灰発生量に対して12時間分の貯留容量にて設計してよろしいでしょうか。	高質ごみ３炉定格運転時の飛灰発生量に対して12時間分の貯留容量とします。
177	79	2	6	2	2	6	キ	(2)			(キ)飛灰処理設備(2)飛灰処理装置	3炉運転時の飛灰発生量を複数系列で処理する計画の場合、予備系列は1系列でよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
178	79	2	6	2	2	6	キ				第2部第6章第2節2.6灰出し設備(ｷ)飛灰処理設備	３炉共通設備とし、予備を設けることで宜しいでしょうか。	No177をご参照下さい。
179	79	2	6	2	2	6	ク		3)	③	第２部 第６章第2節 2.6（ク）3）③灰クレーン	「稼働率：自動運転時66%以下」とありますが、この数値は1基運転の際の数値と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	81	2	6	2	2	6	ケ		3)	②	第2部第6章第2節 2.6(ｹ)3)②,(ｺ)3)②,(ｻ)3)②	灰ﾋﾟｯﾄ、飛灰ﾋﾟｯﾄ、灰汚水沈殿槽ついて，『点検ﾀﾗｯﾌﾟ』とありますが，どのような形式の点検ﾀﾗｯﾌﾟをお考えでしょうか。ﾋﾟｯﾄ底部までの常設鋼製ﾀﾗｯﾌﾟの場合，ｸﾚｰﾝﾊﾞｹｯﾄによる衝突および腐食等で破損する可能性が高く，使用時に落下等の2次災害を誘発する可能性もあります。よって、仮設式を推奨いたします。	ご提案下さい。
181	81	2	6	2	2	6	ケ				(ケ)灰ピット(コ)飛灰ピット(サ)灰汚水沈殿槽(シ)灰汚水槽	それぞれ"点検タラップ"設置の記載がありますが、日常作業上支障がある場合は、タラップを設置しない計画としてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
182	83	2	6	2	2	7	ア				第２部 第６章第2節 2.7（ア）給水設備	「給水設備は重力給水方式を原則とすること」とありますが、停電時に機器の損傷につながることのない給水設備に関しては圧力給水方式に変更してよろしいでしょうか。圧力給水方式を採用することにより、槽類の点検や清掃の削減等、維持補修費の削減が可能となります。	ご提案下さい。
183	83	2	6	2	2	7	ア				第２部 第６章第2節 2.7給水設備	「水源は、上水、雨水及び井水とし、」とありますが、井水を使用する必要がある場合、井水処理設備の選定のため、採水可能量、水質（硬度（Ca、Mg）、シリカ濃度、塩化物イオン濃度等含む）、井水の取合点をご提示願います。	No34をご参照下さい。
184	83	2	6	2	2	7	ア				第２部第６章第2節2.7(ア）給水設備	表中に「機器冷却水高架水槽容量：冷却水循環量の30分間分以上」とありますが、重量物が高所に設置されることにより建築設計上好ましくないため、停電時の機器損傷防止を考慮した容量として、冷却水循環量の10分以上とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
185	83	2	6	2	2	7	ア				第2部第6章第2節2.7 給水設備　(ｱ)主要水槽	添付資料5 に記載の「プラント用水高置水槽」は、「機器冷却水高架水槽」と読み替えてよろしいでしょうか。	プラント用水高置水槽で統一して下さい。
186	83	2	6	2	2	7	ア				第2部第6章第2節 2.7(ｱ)	主要水槽の仕様において，備考に2槽分割の記載があるものとないものがありますが，その意図についてご教示願います。	水槽の点検、清掃時を考慮して２槽にしております。 なお、２槽分割はプラント用水高置水槽、生活用受水槽及び生活用高置水槽として下さい。
187	83	2	6	2	2	7					第２部 第６章第2節 2.7給水設備	「水源は、上水、雨水及び井水とし、」とありますが、井戸設置工事や井水ポンプ等の井水に関する設備・機器の記述がないことから、本計画では井水を使用しないものと考えてよろしいでしょうか。	No34をご参照下さい。
188	84	2	6	2	2	7	イ		4)	②	第２部第６章第2節2.7(イ）4）②機器冷却水冷却塔	「自動温度制御方式とする」とありますが、運転台数を変更することにより、一定の温度範囲に保つように温度コントロールを行うと解釈してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
189	85	2	6	2	2	8					第２部第６章第2節2.8 排水処理設備、添付資料6	添付資料6に排水汚泥の排出先が明記されていませんが、洗煙系汚泥は場外搬出し、プラント系汚泥はごみピットに戻すものとして計画してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
190	87	2	6	2	2	9					2.9発電設備	環境省の「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に則った交付金の取得を想定されているでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
191	88	2	6	2	2	9	ｲ	(1)	3)	①	(ｲ)(1)発電機3)主要項目 ①	力率 80%(遅れ)とありますが、施設に必要な無効電力を供給できる力率(例：力率 0.9遅れ)にて提案してもよろしいでしょうか。	力率90%(遅れ)以下でご提案下さい。
192	88	2	6	2	2	9	ｲ	(1)	3)	①	第２部 第６章第2節 2.9（ｲ）（1）3）① 蒸気タービン発電機力率	「力率80%（遅れ）」とありますが、工場内無効電力量の検討結果によって、80%以上としてよろしいでしょうか。	№191をご参照下さい。
193	88	2	6	2	2	9	ｲ		3)	①	第2部第6章第2節 2.9(ｲ)3)①	力率は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	№191をご参照下さい。
194	89	2	6	2	2	9	ｳ		5)	③	(ｳ)5)特記事項 ③	空気取り入れ口は防音ルーバ型とする。とありますが、性能上問題がなければ他の方式を採用してもよろしいでしょうか。	騒音対策、リサーキュレション対策等に配慮しご提案下さい。
195	89	2	6	2	2	9	ｳ		5)	③	第２部 第６章第2節 2.9 （ｳ）5）③低圧蒸気復水器	「本装置の送風機は、・・・防音ルーバ形とする。」とありますが、空気取り入れ口を上向きにする等工夫を行うことで騒音を低減できる場合は、空気取り入れ口は防音ルーバ形としない設計としてよろしいでしょうか。	No194をご参照下さい。
196	89	2	6	2	2	9	ｳ		5)	③	第2部第6章第2節 2.9(ｳ)5)③	低圧蒸気復水器について，『空気取り入れ口は防音ルーバ型』の記載がありますが、敷地境界騒音に配慮し、空気取り入れ口の騒音対策方法は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No194をご参照下さい。
197	92	2	6	2	2	9	ｸ	(4)	4)	①	(ｷ)(4) 4)特記事項 ①	自動同期投入装置及び同期検定装置を設け，遠隔信号及び中央制御室からの操作による自動同期投入もできることとする。とありますが、ここで言う「遠隔信号」とは「中央制御室からの操作により出力された信号」の意味であると考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
198	93	2	6	2	2	10	ｲ	(1)	1)		(ｲ) (1) 1)形式	形式としてキュービクル形三相一括型ガス絶縁開閉装置と記載されていますが、縮小形とキュービクル形は形式が異なります。形式については事業者による選択が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
199	93	2	6	2	2	10	ｲ				(ｲ)特別高圧受変電設備	本設備は･･･受変電室に設置との記載がありますが、電力会社と協議の結果等により屋外設置することも可能でしょうか。	屋内設置とします。
200	93	2	6	2	2	10					第２部 第６章第2節 2.10電気設備	「受変電設備は・・・プラント動力は各焼却炉の系列に対応した構成として他の焼却炉には影響を与えず点検修理ができる配電方式」とありますが、高圧配電系統ではなく低圧配電系統での分離と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。但し、高圧負荷がある場合は各焼却炉ごとに個別開閉できるようにして下さい。
201	93	2	6	2	2	10					第２部 第６章第2節 2.10電気設備	「配電室の下部には十分な広さの配線処理室を設ける。」とありますが、配電室の必要高さを考慮したフリーアクセスフロアにするとの解釈でよろしいでしようか。	要求水準書（案）のとおりとします。
202	93	2	6	2	2	10					第2部第6章第2節2.10	低圧配電はロードセンター，制御はコントロールセンター方式とありますが，低圧配電は配電盤方式，制御は制御盤方式を採用することは可能でしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
203	96	2	6	2	2	10	ｳ	(6)	1)		(ｳ)(6) 1)形式	形式に"鋼板製垂直自立閉鎖型"とありますが、閉鎖盤仕様よりもメンテナンスが簡易である簡易ケース型の仕様を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
204	97	2	6	2	2	10	ｴ	(1)	5)	①	(ｴ)(1) 5)特記事項 ①	省エネルギー管理の観点から，最新のインテリジェント機器を採用して計画すること。とありますが、低圧配電盤へのインテリジェント機器の採用とは具体的にどのようなものなのかをご教示願います。	電力監視機能と予防保全機能を備えた電子式マルチメータ等を想定しておりますが，他にあればご提案下さい。
205	99	2	6	2	2	10	ｶ	(2)	4)	①	第２部 第６章第2節 2.10（カ）（2）4）① 無停電電源装置	蓄電池の型式が、「シール型焼結式アルカリ蓄電池」とありますが、同等の性能を有し保守の容易な長寿命型陰極吸収式鉛蓄電池を採用してよろしいでしょうか。	長寿命型陰極吸収式鉛蓄電池の提案も可とします。
206	99	2	6	2	2	10	ｶ	(2)	4)	①	第2部第6章第2節 2.10(ｶ)(2) 4)①	無停電電源装置について，蓄電池は，ｼｰﾙ形制御弁式据置鉛蓄電池（長寿命型）を採用することは可能でしょうか。	No205をご参照下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
207	100	2	6	2	2	10	ｶ	(2)	7)	②	第2部第6章第2節 2.10(ｶ)(2) 7)②	無停電電源装置について，『蓄電池容量は，予定負荷（計装用・非常用照明等）』とありますが，非常用照明は照明に蓄電池を備えるものとして，無停電電源負荷から外すことは可能でしょうか。	非常用照明器具の仕様については、ご提案願います。但し、保安照明として必要な負荷は無停電電源装置に見込んで下さい。
208	100	2	6	2	2	10	ｷ		3)	①	第２部 第６章第2節 2.10（キ）3）①直流電源設備	蓄電池の型式が､｢シール型焼結式アルカリ蓄電池｣とありますが、同等の性能を有し保守の容易な長寿命型陰極吸収式鉛蓄電池を採用してよろしいでしょうか。	No205をご参照下さい。
209	100	2	6	2	2	10	ｷ		3)	②	第2部第6章第2節 2.10(ｷ) 3)②	直流電源設備について，蓄電池は，ｼｰﾙ形制御弁式据置鉛蓄電池（長寿命型）の採用は可能でしょうか。	No205をご参照下さい。
210	101	2	6	2	2	10	ｼ				(シ)電力監視設備	本設備は，ごみ処理プロセスとは独立した専用端末を設けとのことですが、プラント制御コンピュータ(DCS)システムに電力監視機能を設ける計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
211	102	2	6	2	2	11	ｲ	(3)			(3)自動制御機能	建築設備関係の運転制御は基本的に建築設備で設置する中央監視盤にて制御とし、プラント運転に係わる建築設備の運転監視信号等をプラント制御コンピュータ(DCS)システムに取り込む計画としてよろしいでしょうか。	施設の運営や設備の安全性･信頼性等に配慮した上で、ご提案願います。
212	103	2	6	2	2	11	ｳ				(ウ)計装機器	記録計は設置せず、プラント制御コンピュータ(DCS)システムのトレンド機能を利用することでよろしいでしょうか。	施設の運営や維持管理等に配慮した上で、記録計が必要な項目については、協議によるものとします。
213	104	2	6	2	2	11	ｳ	(3)	2)	②	(3) 2)モニタ設置場所 ②	映像は，光ファイバー等で送信すること。とありますが、同軸(NTSC信号)での送信としてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
214	104	2	6	2	2	11	ｳ	(3)	2)	③	第2部第6章第2節 2.11(ｳ)(3) 2)③	ﾓﾆﾀ設置場所について，『破砕物搬送ｺﾝﾍﾞﾔを設けた場合は，設置すること』とありますが，破砕物搬送ｺﾝﾍﾞﾔにｶﾒﾗを設置し、粗大ごみ破砕機を操作する部屋にﾓﾆﾀを設置すると理解すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
215	104	2	6	2	2	11	ｳ	(3)			(3)ITV装置	ごみピットおよび灰ピット監視カメラは、弊社の実績よりワイパなしとしてもよろしいでしょうか。	ごみピットおよび灰ピット監視カメラは、ワイパなしとします。 なお、カメラケースの仕様(屋外、防塵、防水等)ついては、ご提案下さい。
216	105	2	6	2	2	11	ｳ	(3)	2)		第2部第6章第2節 2.11(ｳ)(3) 2)	計量棟のﾓﾆﾀ台数が3台となっており，他諸室に比べると多くなっておりますが，受付業務従事者人数や運用方法を検討した上で数量変更することは可能でしょうか。	ご提案下さい。
217	105	2	6	2	2	11	ｴ	(2)	1)		第2部第6章第2節 2.11(ｴ)(2) 1)	ｵﾍﾟﾚｰﾀｺﾝｿｰﾙについて，『ｺﾝﾄﾛｰﾙﾃﾞｽｸ型』と指定されていますが，最近はﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ型が主流となっています。ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ型の採用は可能でしょうか。	ご提案下さい。
218	106	2	6	2	2	11	ｴ	(5)			(5)ごみクレーン制御装置	中央制御室とクレーン操作室を一体としたときは、ごみクレーン制御装置は中央制御室、ごみクレーン操作室兼用としてよろしいでしょうか。また、ピット火災報知機温度情報は専用のモニタに表示することとしてよろしいでしょうか。	前段は、№125をご参照下さい。 後段のピット火災報知機温度情報の表示方法については、ご提案下さい。
219	106	2	6	2	2	11	ｵ	(2)	2)	②	第2部第6章第2節 2.11(ｵ)(2) 2)②	警報記録用ﾌﾟﾘﾝﾀについて，『随時出力とし，防音対策』とありますが，紙資源による環境保護の観点から，基本電子ﾃﾞｰﾀにて保存し，必要時任意出力とされてはいかがでしょうか。また，低騒音ﾀｲﾌﾟのﾌﾟﾘﾝﾀを採用とした場合，防音対策は不要と考えてよいでしょうか。	警報記録用ﾌﾟﾘﾝﾀは、要求水準書（案）のとおりとします。 なお、防音対策等の仕様については、提案によるものとします。
220	106	2	6	2	2	11	ｵ	(2)			(オ) (2)出力機器	警報記録をデータとして記録し、必要時にプリントアウトする形式として、警報用プリンタはレーザープリンタ等としてよろしいでしょうか。また、その場合、防音処理は不要としてよろしいでしょうか。さらには、帳票用、警報記録用、画面ハードコピー機能を1台のプリンタに集約してよろしいでしょうか。	警報記録用ﾌﾟﾘﾝﾀは、要求水準書（案）のとおりとします。 防音対策等の仕様については、提案によるものとします。 帳票用と画面ﾊｰﾄﾞｺﾋﾟｰ用ﾌﾟﾘﾝﾀを集約することについては提案によるものとします。
221	106	2	6	2	2	11	ｵ	(2)			第2部第6章第2節 2.11(ｵ)(2)	日報，月報，年報作成用ﾌﾟﾘﾝﾀ，警報記録用ﾌﾟﾘﾝﾀ，画面ﾊｰﾄﾞｺﾋﾟｰ用ﾌﾟﾘﾝﾀの各ﾌﾟﾘﾝﾀは兼用は可能でしょうか。	No220をご参照下さい。
222	107	2	6	2	2	11	ｶ	(1)			(1)計量受付システム	自動料金徴収の対象をご教示ください。	直接搬入ごみが対象です。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
223	108	2	6	2	2	13	ｸ				第２部 第６章第2節 2.13（ク）保全情報管理システム	保全情報管理システムとは具体的にどの様なシステムを想定されているのかご教示願います。	下記の機能を有するシステムを想定しております。 ①基本情報管理（施設情報、図面、機器台帳、予算等の管理） ②施設管理機能(日常保全、不具合、保守情報、在庫、物品発注等の管理) ③保全計画(施設全体、設備単位、機器単位等の保全計画)
224	109	2	6	2	2	13	ｱ				第2部第6章第2節2.13 雑設備(ｱ)ﾌﾟﾗﾝﾄ用空気圧縮機	4)②「全系統に対して1系統の予備を設けること」との記述がありますが、圧縮機の常用設置台数と同数の予備機を設置することと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
225	110	2	6	2	2	13	ｱ				第2部第6章第2節2.13 雑設備(ｱ)プラント用空気圧縮機	空気圧縮機については予備機を設け、空気槽については共通装置とし、予備を設けないこととして、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
226	110	2	6	2	2	13	ｲ		1)		第２部 第６章第2節 2.13（イ）1）掃除装置	「形式：真空吸引式」とありますが、本事業がＤＢＯ方式であることを考慮し、省エネルギーでメンテナンスが容易な可搬式掃除機(産業用掃除機)を、運営事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案下さい。
227	111	2	7	1	1	1					1.1施設規模等	建築面積は約12,000㎡，延べ面積は約30,000㎡を上限として計画する。と記載されていますが、規制の根拠をご教示願います。	建築基準法第86条の7第1項の適用を受けるため、現南部工場の面積の1.2倍以内とする必要があります。
228	112	2	7	1	1	1					第２部 第７章第1節 1.1施設規模等	煙突の高さ80mは、設計ＧＬ(整地後の舗装平均地盤面)からの高さと考えてよろしいでしょうか。また、設計ＧＬ高さをご教示願います。	煙突の高さは、煙突部分の地盤からの高さとして下さい。組合が実施する粗造成工事の平均地盤高さは、海抜57.0mを想定しています。設計ＧＬは提案下さい。
229	112	2	7	1	1	2	ｱ	(3)		②	第2部第7章第1節 1.2(ｱ)(3)②	ごみﾋﾟｯﾄ内部に隔壁1ヶ所を設けるとのことですが，これはごみﾋﾟｯﾄを2分割するとの理解でよろしいでしょうか。また，この場合，各々の運用方法，容量について，指定等あればご教示願います。	お見込みのとおりです、指定はありません。
230	112	2	7	1	1	2	ｱ	(3)		④	第2部第7章第1節 1.2(ｱ)(3)④	『ごみﾋﾟｯﾄ内側に点検用ﾀﾗｯﾌﾟ』とありますが，昇降地点はどこからどこまでで，どのような形式の点検ﾀﾗｯﾌﾟをお考えでしょうか。また、常設鋼製ﾀﾗｯﾌﾟの場合，ごみｸﾚｰﾝﾊﾞｹｯﾄによる衝突および腐食等で破損する可能性が高く，使用時に落下等の2次災害を誘発する可能性もあります。よって、仮設式を推奨いたします。	ご提案下さい。
231	112	2	7	1	1	2	ｱ	(6)		①	第２部 第７章第1節 1.2（ア）（6）①ごみサンプリング室	「ホッパステージでサンプリングしたごみを直接持ち込める位置とすること。」とありますが､再積出場でのごみサンプリングとし、ごみサンプリング室を再積出場に隣接した位置に設置してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
232	112	2	7	1	1	2	ｲ	(1)		①	第2部第7章第1節 1.2(ｲ)(1)①	ごみクレーン操作室は『ごみﾋﾟｯﾄ内部及び投入ﾎｯﾊﾟの状況が見通せるような位置』とありますが、ﾎｯﾊﾟ内状況はITVで監視できることから、ごみﾋﾟｯﾄ内部及び投入ﾎｯﾊﾟを目視できる位置であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。最適な場所をご提案下さい。
233	113	2	7	1	1	2	ｴ	(1)			第2部第7章第1節 1.2(ｴ)(1)	排ガス処理室の仕様は炉室に準ずることから、維持管理性向上の観点より炉室と一体構造とすることは可能でしょうか。	一体構造で可とします。
234	114	2	7	1	1	2	ｵ	(1)		②	第2部第7章第1節 1.2(ｵ)(1)②	灰ﾋﾟｯﾄについて，『有効容量は，3炉運転時の発生量の7日分以上』とありますが，これは，81頁記載の通り，基準ごみ時の発生量との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
235	114	2	7	1	1	2	ｵ	(2)		①	第2部第7章第1節 1.2(ｵ)(2)①	飛灰ﾋﾟｯﾄについて，『有効容量は，3炉運転時の発生量の7日分以上』とありますが，これは，82頁記載の通り，基準ごみ時の発生量との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
236	114	2	7	1	1	2	ｵ	(6)			第２部 第７章第1節 1.2（オ）（6）灰押出装置室	「灰押出装置室」と記載がありますが、灰押出装置を炉室に設置してよろしいでしょうか。	設置可とします。
237	115	2	7	1	1	2	ｷ	(1)		①	第２部 第７章第1節 1.2 （キ）（1）①受変電室	「受変電室は・・・水害や粉じんによる影響のない位置に計画する。」とありますが、地下への設置は不可であるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
238	115	2	7	1	1	2	ｷ	(1)		③	(キ)電気部門 (1)受変電室 ③	焼却処理棟内に設けること。とありますが、屋外設置としてよろしいでしょうか。	屋内設置とします。
239	116	2	7	1	1	2	ｺ				(コ)維持修理部門	(3)油脂庫、(6)危険物倉庫、(7)廃材置場とありますが、屋外設置としてよろしいでしょうか。また、危険物や油脂類が指定数量以下の場合、これらの倉庫等は設置しないこととしてよろしいでしょうか。	廃材置場は外部として下さい。他は、建屋内とし、外部に面した位置として下さい。なお、指定数量以下でも各倉庫は設置して下さい。
240	116	2	7	1	1	2	ｺ				第２部 第７章第1節 1.2（コ）　（サ）維持修理部門運転管理部門	運営事業者が使用する(コ)維持修理部門、(サ)運転管理部門のレイアウト、室用途については事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
241	117	2	7	1	1	2	ｺ	(7)		①	第2部第7章第1節 1.2(ｺ)(7)①	廃材置場について，『出入口はｽﾗｲﾄﾞ式ｽﾃﾝﾚｽ製門扉を設置』とありますが，軽量で消費電力も少なく取り扱いの良い，ｽﾃﾝﾚｽ製ｼｬｯﾀｰを採用は可能でしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
242	118	2	7	1	1	3					1.3管理棟	管理棟を設けるとありますが、焼却処理棟と合棟として計画することも可能でしょうか。	No104をご参照下さい。
243	118	2	7	1	1	3					第２部 第７章第1節 1.3管理棟	敷地面積や建築可能範囲が明確となっていませんが、建築面積に制約がある場合、管理棟を焼却処理棟と合棟とした設計としてよろしいでしょうか。	No104をご参照下さい。
244	118	2	7	1	1	3					第２部 第７章第1節 1.3管理棟	建設予定地の西側道路向かい側に管理棟を建設する設計としてもよろしいでしょうか。	西側敷地境界からの離隔に配慮し、ご提案願います。なお、現有敷地内道路の線形変更は可能です。
245	118	2	7	1	1	3					第2部第7章第1節1.3	管理棟は，運営・維持管理上，機能的で合理的な配置計画から，別棟，合棟は任意に選択可能でしょうか。	No104をご参照下さい。
246	120	2	7	1	1	6		(2)		③	(2)見学者リート及び見学者通路 ③	展望スペースを設ける。とありますが、想定されている具体的な方向等がございましたらご教示願います。	最適な方向をご提案下さい。
247	120	2	7	1	1	6		(2)		③	第２部 第７章第1節 1.6（2）③見学者ルート及び見学者通路	「見学者通路は、・・・小学生１クラス程度が説明を受けられるスペース・・・」とありますが、小学生１クラスの人数として30人程度を想定してよろしいでしょうか。	１クラス４０人として下さい。
248	121	2	7	1	1	7		(3)		②	第２部 第７章第１節 1.7（3）②基礎構造	異種基礎不可となっていますが、支持地盤高さが等高線に沿って変化しているので、十分構造検討した上、直接基礎と杭基礎の併用工法としてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
249	131	2	7	2	2	1		(3)		①	第２部 第７章第2節 2.1（3）①造成	工事範囲が、「組合が行った粗造成地以外の造成」及び「組合が行った粗造成地の整地」となっていますが、粗造成の造成レベル、造成範囲等がわかる詳細図面及びＣＡＤデータをご提示いただけないでしょうか。	造成レベル等は、海抜57m程度の造成高を想定しています。工事範囲は、別途提示します。なお詳細図面等については、入札公告時に提示します。
250	131	2	7	2	2	1		(3)		①	第２部 第７章第2節 2.1（3）①造成	貴組合が行われる粗造成には造成地周りの擁壁、石積等も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
251	131	2	7	2	2	1		(3)		①	第2部第7章第2節 2.1(3)①	粗造成後の造成工事について，『組合が行った粗造成地』とありますが，粗造成の計画図をご提示願います。また，粗造成の地盤レベルをご教示願います。	No249をご参照下さい。
252	131	2	7	2	2	1		(3)			2.1土木工事(3)粗造成後の造成工事	組合様にて実施される粗造成完了状況を理解することのできる図面をご提示願います。	No249をご参照下さい。
253	131	2	7	2	2	1		(3)			第2部第7章第2節 2.1.(3)粗造成後の造成工事	事業範囲として「組合が行った粗造成地以外の造成」とありますが、貴組合にて実施される範囲や設計資料・工程表などをご提示ください。	No249をご参照下さい。
254	132	2	7	2	2	2		(5)			第2部第7章第2節 2.2(5)	植栽工事について，『現南部工場解体後の敷地全体を考慮した植栽計画』とありますが，現南部工場の敷地も含めた設計を行うのでしょうか。また，工事も範囲に含むということでしょうか。	全体の植栽計画を行ってください。但し、実施設計及び工事の範囲は新南部工場の範囲とします。
255	132	2	7	2	2	2		(6)			第2部第7章第2節 2.2(6)	土留及びﾌｪﾝｽ工事について，『事業用地周辺に土留を設けるとともに，事業用地全周にわたり』との記載の『全周』は添付資料1（現況配置図）の赤色線（事業用地）を示すものでしょうか。	お見込みのとおりです。
256	132	2	7	2	2	2		(6)			第2部第7章第2節 2.2(6)	土留及びﾌｪﾝｽ工事について，『既存の土留の修理』の施工範囲をご提示願います。	南側の道路と接している個所と想定して下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
257	132	2	7	2	2	2		(8)			(8)門・門扉工事	既存施設に門、門扉があると思われます。既存設備の撤去更新と考えてよろしいでしょうか。	既存の北側、南側の両方の撤去更新を想定しています。
258	134	2	7	3	3	4		(3)		③	第２部 第７章第3節 3.4（3）③排水設備	「生活系排水、は適切に処理した後、公共下水道に放流」とありますが、公共下水放流適合基準値におさまる水質であれば、浄化槽は不要と考えてよろしいでしょうか。	No35をご参照下さい。
259	137	2	7	5	5	1		(2)			第２部 第７章第5節 5.1(2)施設模型	「施設模型・・・立体断面が説明可能な模型とし・・・アクリルカバー展示台付とする」とありますが、最新の機器を使用した３Ｄ映像による模型の提案は可能でしょうか。今後の増改築や、ソフトの変更に柔軟な対応が可能となります。	施設模型は必要です。
260	138	2	7	5	5	3		(2)			第2部第7章第5節 5.3(2)	『組合事務室で入力した情報』とは具体的にどのような情報をお考えでしょうか。	ごみ搬入者、見学者等へのお知らせ等の情報を想定しています。
261	139	3	1	1				(1)			第3部第1章第1節(1)	『運営マニュアルの作成への協力及び…事前準備業務』とありますが、運営事業者は、建設請負事業者が行う教育訓練期間に必要な人員を配置し作成の協力を行うものとし、施設引渡しにおいて組合殿が建設請負事業者から引渡しを受けた当該資料に基づいて平成28年4月以降業務を行うという理解でよろしいでしょうか。又、平成28年3月以前に運営事業者が行う人員配置については、上記の件及び、教育訓練及び平成28年4月以降の業務に支障が無いと判断する範囲で必要な時期に必要な人員を配置していくことと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
262	139	3	1	1				(1)			第3部第1章第1節対象業務範囲(3)	焼却灰等の運搬業務において、貴組合のご指定する場所とご指定場所までの輸送距離をご教示願います。	No18をご参照下さい。
263	139	3	1	1							第3部第1章第1節	①運営事業者の管理範囲は、現南部工場解体までは添付資料8に示されていますが、解体以後も同範囲と考えてよろしいでしょうか（解体後の組合殿の利用用途不明の為）。又、その場合建設工事で設置した土留修理、新設フェンスの管理は運営事業者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。②現南部工場と運営事業者の管理範囲間のフェンス等の有無などの境界状態についてご教示願います。③外構の維持管理方法、内容などについてのご指定がありましたらご提示願います。（道路などの補修、土留・フェンス・門・門扉等の維持、除草・植栽など）	①解体後の管理範囲は協議とします。事業者が設置したフェンスは管理範囲とします。 ②フェンス等はありません ③管理方法は未定ですが、内容は要求水準書（案）p148(2)に示すものとします。
264	139	3	1	3	3	1					第3部第1章第3節3.1	契約後における関係法令の改正等に伴い発生する施設の改造、維持管理方法の変更、報告、記録などの資料提出に伴う費用負担は組合殿にてお願い申し上げます。	お見込みのとおりです。
265	139	3									第3部	建設請負事業者が運営事業者に対して行う教育訓練は、平成28年3月31日の施設引渡しまでの試運転期間に含まれるものと理解しますが、組合殿が建設請負事業者から引渡性能試験後に引渡しを受ける運営マニュアル、維持管理計画書などは、平成28年4月からの運営業務開始時期との間の期間が十分でないことも予想されるため、詳細は協議の上施設の運転に問題の無い範囲で柔軟に対応できるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
266	140	3	1	4							第3部第1章第4節	『・・・第三者賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。』とありますが民間事業者が提案するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
267	140	3	1	4							第4節 保険への加入	組合様で付保する保険は何かあるのでしょうか。また、例示された保険以外で事業者に義務付けられた保険はありますか。	組合が加入を予定している保険は「建物総合損害共済（(社)全国市有物件災害共済会）」です。後段はご提案下さい。
268	140	3	1	6							第3部第1章第6節	報告、記録、資料提供等について、民間事業者のノウハウや機密事項などに関わるものの取扱いについてはご協議頂けるものと理解致します。	協議を行うものとします。
269	142	3	1	13				(2)			第3部第1章第13節(2)	引継資料の内容については組合殿での以後の利用方法により詳細ご協議頂き、民間事業者の技術情報、運営情報などのノウハウ、機密事項などが保護されるものと理解致します。	協議を行うものとします。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
270	142	3	2	1				(1)			第3部第2章第1節(1)	運営事業者は、本施設の運転管理体制について組合殿に報告し、組合殿の承諾を受けるとありますが、承諾行為ではなく運営事業者の自由度をご配慮頂きたくお願い申し上げます（変更の場合も同様）。承諾の場合はその条件をご提示願います。	承諾行為とします。 条件は要求水準書及び各民間事業者から提出される企画提案書の未達の確認となります。
271	143	3	3	1	1	1		(2)			第３部 第３章第1節 1.1　(2)受付管理	「運営事業者は・・・確認すること」とありますが、確認作業は聞き取りの確認のみでよいとの解釈でよろしいでしょうか。	善管義務を果たせる内容としてご提案下さい。
272	144	3	3	1	1	3					料金徴収代行	「・・・計量時料金を徴収しない場合がある。」とありますが、別途徴収及び未払い料金の徴収は貴組合殿範疇との理解でよろしいでしょうか。	後納徴集金については、組合の範囲としますが、未払いの発生については、事業者の範疇とします。
273	144	3	3	1	1	4				②	第３部 第３章第1節 1.4②受入時間	「夜間を除いては計量棟にて受付を行うこと」とありますが、夜間の受付方法について具体的にご教示願います。	夜間は収集車両のみであり、自動計量となります。
274	144	3	3	1	1	4				③	1.4受入時間 ③	上記表に示す受入時間外においても組合が事前に指示する場合は，受付業務を行うこと。とありますが、どの程度の時間を想定されていますか。	現時点では想定していません。
275	144	3	3	1	1	4				③	第３部 第３章第1節 1.4③受入時間	「上記表に示す受入時間外においても・・・受付業務を行うこと。」とありますが、定常的に受入時間が変更される場合、これに伴う追加費用については貴組合にてご負担頂けると解釈してよろしいでしょうか。	協議を行うものとします。
276	144	3	3	1	1	4					第3部第3章第1節1.4	通常、夜間(午前1時～午前8時)の受入において、計量員の配置は不要と理解してよろしいでしょうか。日中の受入時間のうち、12時～13時も受入を行うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、夜間の受入時間帯は午前0:10～午前8:00までとして下さい。時間については要求水準書（案）を修正します。
277	144	3	3	2	2	2					2.2計画搬入量	見積条件としては、25年間一定して、127,700t/年と解釈してよろしいでしょうか。	今回募集している見積に関しては、別紙の計画処理量を基本として下さい。
278	145	3	3	2	2	6		(4)			第3部第3章第2節 2.6(4)	関係市町が収集する廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、組合殿に報告し、組合殿の指示に従うこととありますが、搬入禁止物貯留ヤードに保管するご指示があった場合4頁に記載の「搬入時において善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該搬入禁止物を排除することができなかった場合」に該当すると考えます。	お見込みのとおりです。 この場合は組合が処分費用を負担します。
279	145	3	3	2	2	6					2.6搬入管理	搬入検査の頻度はどの程度を想定されていますか。	月１回程度と考えています。
280	145	3	3	2	2	11					2.11最終処分場への搬出	最終処分場での受入時間はどのように想定されていますか。	No20をご参照下さい。
281	145	3	3	2	2	11					第3部第3章第2節2.11 最終処分場への搬出	組合殿の最終処分場の場所、輸送距離をご教示下さい。また、運営期間中に搬送先最終処分場が変わった場合は、輸送にかかる費用をご精算いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	No18をご参照下さい。搬送先が変わった場合は協議を行うものとします。
282	145	3	3	2	2	11					第3部第3章第2節2.11 最終処分場への搬出	最終処分場の受入曜日、時間をご教示下さい。	No20をご参照下さい。
283	147	3	3	3	3	4					第3部第3章第3節3.4	民間事業者が提案する点検･整備･修理項目は、表3-3-2の設備管理区分のうち、「事後保全・改良保全」を除いたものと理解します。	参考として示したものであり、点検・整備・修理項目で「事後保全」、「改良保全」がないと判断するならば、そのような提案をしていただいても問題ありません。
284	148	3	3	3	3	5		(2)		③	第3部第3章第3節 3.5(2)③1)	運営事業者は、維持管理計画書を作成し組合殿の承諾を受けるとありますが、承諾のための詳細維持管理基準をご提示願います。又、ご承諾頂いた時点で上記基準などに該当しない内容が発生した場合は費用処置含めご協議頂けるものと理解致します。	基準はありません。運営事業者として25年間安全・安定な運転管理を行うための計画をご提案願います。なお、組合による承諾により運営事業者の責任が免れるものではありません。
285	149	3	4	4	1						第3部第4章4.1	計測管理頻度の「稼動初期」から「安定操業期」への移行は協議とありますが、計測管理費用の積算における、安定操業期への移行は運営開始後何年目と設定すればよろしいでしょうか。	瑕疵期間中（3年間）は稼働初期と考えています。その後については状況に応じて協議とします。
286	149	3	4		4	1					4.1施設運営中の計測管理	稼動初期から安定操業期への移行について、分析データの経時変化をもとに協議のうえ決定となっていますが、データがどの程度の期間安定していれば、安定操業期へ移行できると考えればよろしいでしょうか。	No285をご参照下さい。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
287	150	3	4	4	2			(1)			第3部第4章4.2(1)	基準値逸脱時、監視強化及び運転停止の対象となるのは、当該事象が発生した処理系列のみと理解します。	当該事象の原因により判断します。
288	151	3	4	4	2			(3)			第3部第4章4.2(3)	水銀の停止基準判定方法について，定期バッチ計測により判定する他の項目と同様、基準値逸脱を確認した場合、直ちに追加測定を行い、この2回目の測定結果が基準値を逸脱した場合に、速やかに焼却施設の運転を停止すると理解します。	要求水準書（案）のとおりとします。
289	151	3	4		4	2		(1)			第3部第4章4.2性能見達の場合の対応(1)	要監視基準による運転基準値が常用であり、維持管理基準においても要監視基準において設計することとして宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
290	151	3	4		4	2		(3)			第３部 第４章4.2（3）表3-4-2要監視基準及び停止基準	一酸化炭素の要監視基準が「瞬時値のピークが左記の基準値を逸脱した場合」と定められておりますが、本施設で処理するものは性状が一定でない「廃棄物」であることから、運営事業者の善管注意義務をもってしても当該基準を満足することは、現実的には困難を極めるものと考えます。したがいまして、当該基準の変更をご検討頂けませんでしょうか（例えば、100ppmを超えるピーク回数の基準を設ける等）	ピーク回数について、協議を行うものとします。
291	152	3	4		4	3					第３部 第４章4.3施設停止後の対応	「なお、・・・組合は・・・運営事業者の負担で求めることができるものとする。」とありますが、原因の究明の結果、運営事業者の責めに帰さない事由である場合において、貴組合が有識者等にアドバイスを求めたことにより生じる費用は、貴組合が負担するものと解釈してよろしいでしょうか。また、各応募者間の事業費用積算条件（当該事業リスクの費用化）の公平性を担保するため、「有識者等にアドバイスを求める際の費用条件」を募集要項にてご提示願います。	費用負担については、協議によります。 有識者の費用については想定出来ないため、特に提示することはありません。
292	154	3	6	6	2						第3部第6章6.2	情報発信について，ホームページ等により積極的に本施設の情報を発信することとありますが、見学者等へパンフレットや稼動状況などを示した資料を配布することなどでもよろしいでしょうか。	ホームページ等により積極的に本施設の情報を発信するものとします。
293	154	3	6	6	3						第3部第6章6.3	見学者対応について，組合殿が対応する範囲･内容をご教示願います。例：一般見学者に対する、予約受付・当日受付・施設説明や質疑（説明室）・場内案内、及び行政視察対応	行政視察については、組合が対応しますが、それ以外は事業者の対応とします。
294	154	3	6	6	3						第3部第6章6.3	見学者の受付は運営事業者の主体性に任せられるものと理解しますが、地方公共団体などの行政視察など運営事業者で調整できない見学については、組合殿が受付、調整、対応を行うという理解でよろしいでしょうか。	No293をご参照下さい。
295	154	3	6		6	3					第３部 第６章6.3見学者対応	「見学者への対応は、原則運営事業者が実施する・・・」とありますが、見学申込の受付や日程調整等の渉外窓口は貴組合所掌と解釈してよろしいでしょうか（住民サービスの観点から公共が担うべき業務と考えます）。	No293をご参照下さい。
296	154	3	7		7	1					第3部第7章7.1	清掃業務の範囲、内容をご教示願います。特に、施設建屋外の外構（道路、草刈等）についてご指定がありましたらお示し下さい。	要求水準書（案）を確認した上でご提案下さい。
297	154	3	7		7	2					7.2備品	運営事業者用諸室に要する備品のみが運営事業者手配とし、組合専用諸室及び管理棟共用諸室に要する備品は、建設請負事業者所掌と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
298	155	3	7		7	6					7.6現福岡市クリーンパーク･南部工場に関する事項	･･･現工場内は柵等により囲い･･･とありますが、柵等の設置は事業者範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	添付資料８の現南部工場の区域との境界の柵等の設置については、事業者の範囲とします。
299	155	3	7		7	6					7.6現福岡市クリーンパーク･南部工場に関する事項	･･･組合，福岡市，運営事業者の3者で運営事業者と協議を行う。となっておりますが、運営事業者については誤記でしょうか。	誤記です。「・・・組合，福岡市，運営事業者の３者で協議を行う。」に訂正します。
300	155	3	7		7	6					第３部 第７章7.6現福岡市クリーンパーク・南部工場に関する事項	「また解体工事後の用地の管理等に関して、組合、福岡市、運営事業者の３者で運営事業者と協議を行う」とありますが、解体工事後の用地の管理等に対し、運営事業者には費用が発生する業務はないと考えてよろしいでしょうか。	本運営委託契約においては発生しません。但し、別途契約として発生する可能性があります。

要求水準書（案）に係る質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号						項目	質問等	回答
301	添付				1						添付資料１現況配置図	新南部工場建設時のアクセス道路は現工場の道路と共用する形と考えて宜しいでしょうか。制約があればご教示下さい。※県道那珂川大野城線および都市計画道路松が丘月の浦線	本施設建設時の工事関係車両は、都市計画道路松ヶ丘月の浦線側からの進入を原則とします。
302	添付				2					①	添付資料2①電気	工事見積のため、電力の引込方法について事前に電力会社と協議することは可能でしょうか。	No.33をご参照下さい。
303	添付				2						添付資料２電気・通信関係の現況	新南部清掃工場の建設期間及び試運転期間においても現福岡市南部工場は稼動中であり、新南部工場竣工後に現工場の稼動を停止させるものと考えて宜しいでしょうか。	№102をご参照下さい。
304	添付				2						添付資料2電気・通信関係の現況	電力会社側（系統側）の%インピーダンスをご教示願います。	電力会社側(系統側)%インピーダンスは、%Z=0.7606%（平成21年5月時点）です。
305	添付				3						添付資料3上水本管図	本施設で使用する上水について、本資料記載「上水木管φ150」から、最大使用水量何m3/hまで取水可能かご教示願います。	特に取水制限はありませんが、節水に努めた提案として下さい。
306	添付				6						添付資料6排水処理設備フロー図（例）	フロー図（例）に示されているプラント系汚泥の脱水装置につきまして、維持管理費低減のため、プラント系汚泥をごみピットに戻しプラント内で処理する場合などは、設置せずに計画してよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
307	添付				8						添付資料8	現南部工場解体までの運営事業者の管理範囲をお示し頂いておりますが、当該管理範囲内であっても、事業者の責めに帰さない事由による不具合に係るリスク（例えば、解体工事期間中に工事車両等が進入することにより、道路の汚損・損壊、走行音による苦情の発生等が考えられます）については、貴組合にてご負担頂けると解釈してよろしいでしょうか。	協議を行うものとします。
308	添付										予備品･消耗品	予備品･消耗品の記載がありませんが、DBO方式のため、運営事業者の範囲と解釈してよろしいでしょうか。	No51をご参照下さい。